

清代の版圖順莊法とその周邊

岩 井 茂 樹

一 版圖順莊の法は實現したか？	三八一
二 均田均役と坐圖完糧	三九一
三 坐圖の法の起源	三九八
四 均田均役から版圖の法へ	四〇四
a 武進縣における均田均役の實態	
b 州縣分割と坐圖完糧への復歸	
c 滯納問題の清查と版圖の法	
d 版圖か順莊か	
e 陳大受の上奏	
五 請け負い徴税と版圖の法	四三二

一 版圖順莊の法は實現したか？

清代の江蘇省において、「版圖の法」および「版圖順莊の法」と呼ばれる徴税方式が採用されていたことはいくつかの研究のなかで指摘されている。栗林宣夫氏は、雍正年間に吳江縣・震澤縣などで「版圖の法」が創行されたことを指摘し、「その所有地を對象とし、その所在地について課税をする」という實態のものであったと説明した¹⁾。この説明では版圖の法の具體的内容を理解するのは困難であろうが、とりあえず、圖||里という徴税區畫のなかに存在する田土およびその課税總額を固定し、所有者がどこに居住しようと、田土所在の圖において課税するのが版圖の法の骨子だということを

記憶されたい。

川勝守氏は、清代の地丁銀制の改革と相前後して最終的に解體した里甲制にかわる徵稅のための村落組織が順莊編里であるが、「江蘇・安徽の順莊施行は、浙江に比してかなり遅れたようであり、また、施行についての確かな史料に乏しい」ことを指摘した。江蘇省については、順莊の採用は遅れたばかりでなく、「版圖法の施行がかなり根強く行われたせいか、順莊法も江蘇では、版圖順莊法というくらいである」との見解を示した²⁾。江蘇省では、順莊法が「版圖順莊法」として實施されたという理解であるが、先行した版圖の法と順莊の法とがどのような關係にあったのかという點については、論究されていない。

ちなみに順莊の法とは、ある所有者の田土がどの圖||里にあらうと、戸ごとにその所有田土のすべてを調べあげ、所有者が居住する場所において一括徵稅することを骨子とする。つまり、版圖の法と順莊の法とは、方向がまったく逆であり、兩者を連結して版圖順莊法といわれても、版圖であるのか、順莊であるのか、どちらでもよいのか、兩者を組み合わせたものであるのか、皆目見當もつかない。

版圖順莊の法について詳細な検討を加えたのは、山本英史氏である。山本氏は、蘇州府の吳江・震澤兩縣について、均田均役法から版圖順莊法にいたるまでの一連の郷村編成方式の推移を検出し、さらに、これを賦・役制度および國家統治の方法の變化という文脈のなかに位置づけることを試みた。従來の研究の説き及んでいなかった問題にたいして明確な解答をあたえたという點で、きわめて重要な業績である。いま、山本氏の結論を圖式化するならば、左のようなものとなる。

制度名稱	吳江縣での實施時期	制度の内容
均田均役法	順治十四年（一六五七）	各圖・甲には均等の田土額を歸屬させるよう調整するが、圖・甲はあくまでも併田の手續きをへた人戸によって編成される
移行の要因 租税の催辦が事實上の請け負い制となったため、里甲役のわりあてが無意味化したことが背景となり、均等田土額を實現する均田均役方式の圖甲編成は不要となった	雍正四年（一七二六）	土地所有者は土地の所在する圖において立戸し、その圖で納税
版圖法 版圖法では納税通知書たる滾單の配布が困難、また複数の圖に土地をもつ戸は複数の圖の徭役を負擔することの繁雜 圖甲編成の原則と徭役そのものがなくなったため、徴税は自然の村落に基づいておこなうことが可能となる	雍正十一年（一七三三）	所有者が各圖に所有する土地を本人の名義のもとにあつめ（併田）、集落（莊）内で各戸順送りで催徴
順莊法 版圖法の廢止により、所有者は「自分の土地の所在・斗則が不明確」となり、課税や所有權に混亂が生じた	乾隆十年（一七四五）	版圖法と順莊法をあわせおこなう

山本氏によれば、版圖順莊の法とは「順莊法の缺陷である土地所有者の把握・管理の方法を舊來の版圖法のそれで補った」ものであり、この法の實施により「徴税および土地所有者の把握・管理の兩方において統治の方法が確立した」という評價がなされている。また、雍正四年（一七二六）に版圖の法を採用したのは、吳江・震澤兩縣のみならず、崑山・新陽（蘇州府）、上海・南匯（松江府）、嘉定・寶山（太倉州）の各縣であったことを指摘している。

その後、范金民・夏維中氏は、

雍正三年（一七二六）、太倉州が均田均役法にかわって版圖徵糧法を採用、翌年、吳江縣・崑山縣が續いた

雍正八年（一七三一）、布政使白鍾山が順莊法の實施を要求⁴

という経緯があったことを明らかにした。版圖の法が實施されたことにより田土と人戸とを對應させることはできたが、田土の所在地と所有者の居住する場所とが一致していないため、賦稅徵收時に、一戸が完納すると同じ村莊内の次の戸から催徴するという滾催方式の實現が困難となる。布政使白鍾山が順莊法への轉換を要求したことには、このような事情があったとする。この點は、版圖法から順莊法への轉換の要因として、滾單配布の困難を指摘する山本英史氏と見解を同じくする。ただし、山本氏が、版圖法↓順莊法↓版圖順莊法という移行の過程を想定したのにたいし、范・夏氏が、版圖法↓順莊版圖法⁵という移行を考えている點は異っている。

何平氏は、第一歴史檔案館の硃批奏摺のなかに、江蘇省の版圖と順莊の法についての新たな資料を見いだした⁶。

〔a〕 乾隆二年（一七三七）、江蘇布政使張渠在の均田均役の復活を求める奏摺

〔b〕 同年、大學士管戶部尙書事張廷玉等の〔a〕の提案をしりぞけ、版圖順莊の實施を支持する奏摺

〔c〕 乾隆七年（一七四二）、蘇州巡撫陳大受の版圖順莊の具體的實施方法を提案する奏摺

〔c〕の陳大受の奏摺が、『皇清奏議』および陳大受の文集『陳文肅公遺集』に見えるテキストによって知られていたのを除き⁷、他の奏摺は何平氏がはじめて紹介した資料である。ただ、何氏は雍正九年（一七三一）彭維新の版圖の法の實施を求める奏摺（本稿頁四一六以下で詳述）を参照していないため、彭による版圖順莊の法の提起を雍正十年のこととする誤りをおかしている。何平氏が強調するのは、順莊編里によって、それ以前から提起されていた滾單による催徴の實現が可能となり、かつ、それが保甲制發展への道を開いたという點にある。何平氏の文脈のなかでは、江蘇省の版圖順莊法

は順莊法と同一視されており、版圖順莊の法そのものに即した分析はなされていない。

こうした研究は、江蘇省でほぼ乾隆年間初頭までに、均田均役にかわる版圖順莊の法が確立し、これによって順莊編里という村落組織にもとづく徵稅システムが實現していたという事實認識を示したわけである。均田均役↓版圖↓順莊↓版圖順莊という推移を抽出した山本英史氏にしても、最終的に實現した版圖順莊の法における徵稅および村落編成の方式は、外形上、順莊法のそれと同一であるとの解釋にたっている。もちろん、両者が結果として同一の徵稅方式を實現すべきものであることは間違いない。ただ、版圖順莊の法なるものの實施を求められた江蘇省の各州縣で、順莊法にもとづく課稅が實現していたかということは、なお別の問題であるといわねばならない。版圖順莊の法により江蘇省において順莊編里がひろく實現していたとすれば、「順莊法は、里甲組織の管理力に終止符をうち、保甲制度の發展に道を開いた。里甲を廢止し、地保が甲催に取って代わることで滾單實施の障礙は取り除かれた。……基層組織の編制の變化こそ、滾單による催徵が眞に實現された重要な原因である」という何平氏の論述は説得力のあるものとなり、基層組織の編制においては里甲制から順莊編里および保甲法への移行が、また、賦稅の催徵においては納稅戶の居住する村莊内で滾單を戸から戸へ順に送ることによる滾催への移行が、清代においては普遍的に實現することになったという見解も支持されるべきであろう。

しかし、筆者はこうした認識にたいし、根本的な疑問をいだいている。清代の江蘇省において順莊の法にもとづいた納稅戶の編成や、滾單による村莊ごとの順送り方式の賦稅催徵が實現していたとするのは、正しい事實認識なのであろうか。これまでの論者のように、版圖順莊の法なるものが通制として採用されたという事實の檢證によって、それがそのまま現實の制度として働くようになったという認識を導きだすことは正しいのであろうか。

このような疑問をもったきっかけは、次のような資料を眼にしたことにある。

太平天國の勢力一掃直後の江南で、徴税システムの再構築にあたって江蘇布政使丁日昌⁽⁸⁾のもとに、同治六年（一八六七）、松江府婁縣知縣より長文の稟文がとどいた。婁縣知縣は、「順莊」の原則について次のような見解を示した。

これは、古法であり、徴税に都合がよいものです。しかし、江蘇省内では武進・陽湖兩縣（常州府）だけが、順莊をよく實現しております。これに基づいて義圖をおこない、一圖を十の甲に分け、甲を單位として税糧を催徴し、一年ごとに輪番でこれにあたり、從來、その年の税糧はその年内に完納してきました。かつて、各縣は武進・陽湖兩縣の方法にそって義圖を舉行するよう、上司の指示を承けましたが、縣ごとに事情が異なり、紳士が義圖の方法を希望したり、希望しなかったりで、一概に論じることではできませんでした。常州府では、武進・陽湖に倣っておこなった州縣もあつたようですが、蘇州府・松江府は、ことごとく版圖の法であり、このために民欠が多いのです。にもかかわらず、順莊を適切ではないとし、義圖を不便だとする州縣もありました⁽⁹⁾。

當時、清朝による田賦——正しくは地丁・漕糧——の徴收は恢復の途上にあり、この稟文が論じているのは、太平天國によって江南における清朝の支配が解體する以前、つまり十九世紀前半の状況である。順莊の原則は、徴税の方式からすると、ある戸の所有田土について、地片の所在如何に関わらず、すべての地片の税額を合算し、その戸が居住する村莊と結びつけ、一括して催徴する方式である。これが「古法」であるとするのは、明代の黃冊と里甲の制に準じるものだといふ認識からであろう。武進・陽湖縣でのみ實施されていた義圖⁽¹⁰⁾が、明代里甲制による圖（里）・甲を單位とした輪番の催徴義務と集團的な納付という原則に倣うものであつたという事實も、順莊を「古法」であるとする認識を促したに違いない。

武進・陽湖兩縣の義圖は、江南で税糧の累積滞納問題（「積欠」）が深刻化した道光年間開始された。兩縣では、義圖實施によって、「歷來年清年欸」とあるように、滞納を回避するという成果をあげていた。このため、各州縣にこの方

式を推進する指示まで下されたという。賦稅徵收の責務を帶び、その成果を考成による人事考課と直結させられていた州縣官にとって、義圖による徵收は、都合のよい方法であるはずだ。しかし、順莊—義圖の方法は、江蘇省内ではまったく人氣がなかった。順莊と對比される版圖の方式による蘇州・松江府下では、滯納問題が深刻であるにもかかわらず、順莊—義圖の方法は受け入れられなかったという。稟文は、二つの方式を連係させることを主張して、次のように述べる。

卑職の見るところ、義圖をおこなえるか否かはともかくとして、版圖が百世不易の根本であり、順莊は暫時的な措置です。兩者はあい表裏するもので、いずれも廢止すべきではありません。もし、順莊をおこなわなければ、一戸で百畝の田土を所有し、それが數十もの圖に散在するとなれば、納付證明書が數十通にもなります。順莊をおこなえば、數十畝、數百畝の田土を、一つの圖に括りこんで稅糧を納付するので、納付證明書は一通だけとなり、簡明です。このため、稅糧の催徵には都合がよいのです。¹¹

順莊の方法にそつて、戸ごとの所有田土・稅糧の名寄せを實行しなければ、納稅戸が複數の圖に田土を所有する場合、賦稅の請求・催促や徵收の手續きは、田土の所屬する圖ごとに、個別におこなわねばならなくなる。こうした事態が、徵稅コストを押し上げることが明らかである。したがつて、版圖の方法に止まることに比べ、順莊の方法をおこなうことが、賦稅の催徵にとつて都合がよい。賦稅の效率的な徵收にとつて、順莊が優位にたつことは、明らかである。

ところが、婁縣知縣が、「古法」であり「便於催科」だという順莊は、江蘇省では、まったく人氣がないのだという。また、當の婁縣知縣自身も、「版圖爲百世不易之本、順莊爲一時權變之宜」と兩者を對比している。「古法」であるとする順莊を、「一時權變之宜」だとするのは、いかにも奇妙である。「二者相爲表裏、不應偏廢」との言も、版圖の方式によつて地片ごとに納稅戸を把握したうえで、さらに順莊に進むべきだと主張しているように見えて、その實、本心は別の所にあるとも考えられる。

この稟文を引用した後、布政使丁日昌は、「溯って舊制を調べると、賦役の法にはもと二冊の簿籍があり、人戸を母とし、田を子として、これによって徭役を定め賦税を徴収するものを黄冊という。田を母とし、人戸を子として、これによって字號を分かち四至を稽^しべるものを魚鱗冊といった。制度がながくおこなわれる内にやがて怠玩が生まれ、弊端百出となったため、多くの議論が主張され、やり方も随時に變更されたが、魚鱗冊だけは、今にいたるも廢されてない。その立法が周到であり、ながきに亙って動搖しないものであることを見ることができるとの見解を附した。黄冊によるものとは、原理として順莊の法と同じであり、魚鱗冊によるものとは版圖の法のことである。「魚鱗冊だけは、今にいたるも廢されてない」ということは、順莊ではなく版圖の法だけがおこなわれていたという事實認識なのである。¹²⁾

婁縣では、すでに各圖にたいし、圖内の地片に字・號をふり、業戸名を確定する「坵領戸冊」を造って、縣署に送るよう指示を出した。知縣によれば、すべての圖の「坵領戸冊」が揃ったのちに、居住する圖（あるいは鎮・村）ごとに業戸をまとめ、ある業戸が所有するすべての田土について、所在圖名・字・號・面積を書き並べるといふ作業は、「地籍にもとづいて調べれば、順莊にすることは容易であり、紳士たちの手を借りる必要もないし、民の力を煩わすこともありません」という。¹³⁾しかし、このような手順によって、「順莊」方式が實現できるといふことは、あり得ない。

當時の江蘇布政使司所屬府縣では、「各業戸が往々にして一圖の内に數十戸の戸名をたてており、「所有地が」十圖にわたれば、數百の戸をたてることができる」という状態であった。また、業戸名も、堂名や、某某記という商號、某某書屋という雅名が使われることもあった。¹⁴⁾こうしたつかみ所のない業戸名の書かれた臺帳のデータを、居住する圖を鍵として並べかえたとしても、田土を現實の所有戸（的戸）ごとに取りまとめることは容易ではない。さらに、作業の対象となる地片の數は膨大である——一州縣でゆうに一〇〇萬を越える。¹⁵⁾圖ごとの土地臺帳である「坵領戸冊」から、納税戸の臺帳である「戸領坵冊」を二次的に編みだすことができるといふ婁縣知縣の言を、そのまま鵜呑みにすることはできない。

當時、丁憂によって歸郷し任用を待っていた王という姓の官僚が、丁日昌にたいし、次のような上申をおこなっている。

現在、速やかに村莊に沿って圖甲を編成し、舊制に合致させるべきです。おおよそ、甲圖の人閒が、乙圖の田を買い入れても、乙圖において税糧をおさめ、「田土が賣買されても」戸名だけを書きかえ、圖を超えた過割はゆるしません。以前、富民は多くの場合、自分の圖に歸併して税糧を納めてきました。これは、胥吏と結託して、災害による不作であると偽るのに便利だからです。これによって、あらたに徴収した税糧で舊欠を埋め合わせたり、所有を細分化したり、偽って有力戸に寄託するなどの弊害が生じています。圖甲が編成されたならば、田土と圖を分離させず、圖ごとに賦税を徴求すれば、勞せずして理まるのです。¹⁶⁾

圖を越えた納税義務の移動は認めず、複数の圖に田土を所有する戸は、それぞれの圖において納税義務を負うという方法は、版圖の法に合致するものではあるが、順莊方式とは齟齬する。順莊を実現するためには、各圖に散在する納税義務を、名寄せによって現實の所有戸に集中し、一括徴税せねばならない。しかし、王某は、順莊には一言も觸れないばかりか、所有者の居住する圖に各圖の所有地を歸併して納税する方法は、富民が胥吏と結託して不正を働く手段になっているとして、順莊法にとって必須の手續きである居住する圖への歸併を、否定的に評價しているのである。

こうした見方には、江蘇省、少なくとも江蘇布政使の管轄する江南五府州では、武進・陽湖兩縣を例外として、従来より順莊を實現している州縣は皆無であったという現實が反映しているのであろう。また、武進・陽湖に倣った義圖の實施がまったく支持されなかったのも、江蘇省では、版圖の法に則った徴税がいくらかの弊害をとめないながらもひろく定着していたからでもあると考えられる。同治清糧のなかで推進された版圖の法の再編を、順莊方式の採用にまで擴大しようという動きがあったとしても、それは婁縣知縣のように建前として提唱されこそすれ、順莊方式による實效的な徴税を實

現することはほとんど望めなかった。

婁縣知縣の上申にたいして、布政使丁日昌も、次のように論じている。

「順莊方式を實現するための」「戸領坵冊」は、人戸を母として、田土を子とするものであり、催科に都合がよい。

今のいわゆる順莊とは、古人の「黄冊」の遺意に倣ったものである。ただ、「黄冊」が用いられてより、推收される田土面積や税額には混亂が起きやすく、弊害を見抜くことが難しくなった。そこで先人は、「黄冊」を廢してもっぱら「魚鱗冊」を用いることを提議した。現在、順莊を廢して、版圖を用いているのも、この意と同様である。^①

本来、「版圖順莊」というように、版圖の法と順莊の法は、緊密に結びついているはずであった。また、十八世紀前半以來、江蘇省においては定制たる版圖順莊の方式が當爲であったとの認識は正しいのである。しかし、十九世紀前半において、順莊は、武進縣・陽湖縣でのみ實現しており、江南五府州では版圖の法のみがおこなわれていた。また、太平天國後の徵税システムの再構築にさいしては、丁日昌の方針からもうかがえるように、順莊は法的當爲としても廢棄され、版圖の法が名實ともに定制とされるに至ったわけである。これが事實であるとするならば、江蘇省において、版圖順莊の法による徵税が實施されていたという従來の認識は大きく揺らぐ。雍正末年から乾隆初年にかけて、版圖順莊の法が提唱された時期には實現していたものが、一世紀あまりの時間のなかで版圖の法へと退行したとみるべきか、あるいは、當初より版圖順莊の名目のもとに、版圖の法のみが實行され、順莊編里は實現していなかったとみるべきか。まず、この問題への回答を探ってみよう。

二 均田均役と坐圖完糧

均等田土額を各圖各甲に歸屬させるといふ均田均役法の里甲編成に代わる方式として、雍正年間に版圖の法が導入されたことはすでに明らかとなっている。しかし均田均役法に先行して蘇州府や松江府で實施されていた坐圖完糧の法というのは、ほとんど版圖の法と同じ内容のものであって、均田均役から版圖の法への移行は、あらたな制度の出現というよりは、均田均役の放棄と坐圖完糧の法への復歸であつたとみなすべき事態なのである。このことは、これまでまったく認識されていなかった問題であるので、やや詳しく論じておこう。

松江府の均田均役法においては、所有田土の所在如何にかかわらず、Aの所有する田土をすべてAの納税戸名のもとに集め、A戸はそれだけの田土面積をもつ戸として圖・甲に編成されるという方式が採用された。編成にさいしては、各圖各甲に均等の田土面積がわりあてられるようにする。したがって、里甲制の原則たる十戸 \parallel 一甲、百十戸 \parallel 一里に縛られず、柔軟におこなう。つまり、多くの田土を所有する戸は一戸で一圖あるいは一甲をなすこともあり、弱小戸は數戸があつまつて一甲をなすこともあるというものである。こうした方式を實現するには、縣内各都圖の田土すべてについて、その所有戸の本名および居住地が判明しており、さらに名寄せの作業をせねばならぬ。その具體的方法については、この松江府の方式をほほそのまま導入した浙江省嘉興府嘉善縣の知縣莫大勳の條議（康熙十年）に即して、濱島敦俊氏が明解な説明を加えているので詳細はそれに譲るが、¹⁸要するに田土が所在する圖で、各地片について登記事項を記したカードを作り、それを所有者の居住する圖の里書に送付して名寄せをすることになっている。もつとも、松江府ではカード方式は實施されず、各田土所有者より自己所有地の一覽を提出させる方式がとられたようである。¹⁹

康熙十三年（一六七四）、布政使慕天顏の提案にもとづいて江蘇全省に均田均役の法の實施が命じられたため、蘇州府でもこれがおこなわれることになった。しかし、蘇州府では、當時、坐圖完糧とよばれる方式が採用されていた。均田均役の實現が、上に述べたような繁雜な作業を必要とするものであるためか、蘇州府ではこれを嫌い、坐圖完糧の法を維持しようという動きがあったようである。こうして、蘇州府の人の手になる十二條からなる「請歸坐圖條議」が巡撫のもとに上呈された。

この「條議」には、現在の均田均役方式のもとで「作弊」つまり種々の不正手段によって利益を得ている人びとが、みずからにとって有利な均田均役を擁護するため、「坐圖の方式は均田均役の良法にとって妨げになる」ということをかならずいいたいである、という一條があった。²¹坐圖完糧への復歸を求める蘇州府側としても、布政使、巡撫、總督らの指示によって施行された均田均役を正面から否定することはできない。したがって、坐圖の方式を復活させても、それは均田均役の趣旨と矛盾はない、ということを主張したい。この主張を強化するために、現行の均田均役のもとで、それを利用して不正をはたらく輩がおり、かれらは自らの利益をまもるため、坐圖の方式への復歸が定制である均田均役の妨げになるといいたいに違いない。蘇州府側の「條議」には、このような論理が含まれていたわけである。

江蘇巡撫は蘇州府側の「條議」を讀んで、均田均役の法にもそれを利用して弊害を作りだすことがあるのか、という不安を抱いたのであろう、均田均役の旗振り役をつとめていた江蘇布政使慕天顏に、すでに康熙六年（一六六七）より均田均役法を先行させていた松江府を対象とした調査を命じるよう文書を下した（康熙十四年五月一日）。これを受けた松江府の四縣では、ただちに紳衿士民を集めて會議を開き、連名による數通の公呈をもって、均田均役の廢止反對および坐圖方式の不便を訴えたのである。坐圖の方式への復歸＝均田均役の廢止によって、「舊日の禍」をまたぞろ被るのではないかという不安が高まるとともに、松江府での均田均役の實施により不正利益獲得の機會を失った「衙蠹奸民」も、これに

乗じて紛紛と文書を提出し、均田均役の法の廢止を狙うという事態が発生した。結局は、布政使および巡撫の理解をえて、松江府の均田均役は繼續されることになった。

蘇州府側の坐圖の法の主張と、それにたいする松江府側の反論および均田均役の擁護の主張は、『松郡婁縣均役要略』(『松郡均役成書』) 忠集におさめる一連の文書によって知ることができる。⁽²²⁾

これら一連の文書から浮かびあがることは、均田均役法の採用以前には、蘇州府のみならず、松江府でも坐圖完糧の法がおこなわれており、それは均田均役法の特徴の一つである田土の名寄せをおこなわず、納税戸はその田土の所在する圖、すなわち「坐圖」において戸をたて、その圖において税・役を負擔するという方式であったことである。

婁縣の知縣は、「婁縣が均田をおこなう前は、坐圖に在って徵糧⁽²³⁾」していたし、「松江府が均田をおこなう前は、坐圖に在って差役に當たっていました⁽²⁴⁾」と述べている。また、「松江府各縣では、もともとの坐圖完糧では、田土が各地に散處してまとめることができず、人も身を分けて「徭役に」應じることができなかつたのです⁽²⁵⁾」ともあることから、松江府の坐圖完糧がやはり各圖での分散納税・分散應役を原則としていたことがわかる。

複数の圖に田土を所有する戸が、圖ごとに納税戸をたてるという方式のもとで、松江府の人びとは圖甲の編成や、催徵と比較(つまり未納の點檢と催徵役への懲罰)に代行者をたてたり、圖書という人役が恣意的な徭役をわりあてたりするのに苦しんできた。

昔年、完糧と當差は、區・圖の境界に隔てられ、故に一人の所有田土が不等の區・圖に坐落するばあい、その徭役と税糧も不等の區・圖にありました。このため、圖甲を束ねたり、催徵と比較にあたるさいに代行者をたてねばならず、圖書は役のわりあてを肆いままにし、豪吏猾胥は花分や鬼戸の惡計をばひこらせました。⁽²⁶⁾

こうした状況を變革するために、均田均役によるあらたな圖甲の編成方式が導入されたわけである。上海縣知縣は、坐

圖の法を「舊法」、均田の法を「新法」と表現した上で、「舊法は散を主とし、新法は合を主とします」という。⁽²⁷⁾ 坐圖の法は、各圖に分散して戸をたてる趣旨であったのにたいし、均田の法は併田ないしは歸併・彙併とよばれる名寄せの手續きによって戸ごとの所有田土を一括するものであることが對比されているわけである。

また、松江府では坐圖の法をおこなっていた時代でも、「勢要」と呼ばれる郷紳や有力者は、所有田土を都合のよい圖にあつめて徭役を免れるなどのことがあったといわれている。⁽²⁸⁾ 坐圖の法が、均田均役やのちの順莊の法の特徴をなす「併田」ではなく、版圖の法と同一の分散立戸・分散納税の原則によるものであったことは、ここからも明白である。「併田」は、優免特権をもつ郷紳などが、あちこちの圖に散在する自己所有地を、さらには彼らに詭寄された他人所有地まで、自己の名義のもとにあつめて徭役負擔の適用外にしてしまうという逸脱行爲としておこなわれていたのみであった。

府下四縣の知縣や土民から、こうした坐圖の法への復歸反對、均田均役の維持をもとめる詳文や呈文を受け取った松江知府は、

均田をおこなう前、人が數圖の田地を所有すれば、數處で完糧し、數處で徭役に當たりました。百圖の田地があれば、百處で完糧し、百處で徭役に當りました。民は身を分けて應じることができないことに苦しみ、官は完納未納の點檢が繁雜であるのに苦しみました。さらにこの上に催徴の役務や、未納分を代わりに納めることの苦しみがありました。⁽²⁹⁾

と總括し、坐圖の舊法への復歸に斷乎として反對したのである。

一方、蘇州府では康熙十三年（一六七四）に布政使・巡撫の指示によって均田均役の法が「勅石」され、各州縣の官署の門前に立てられて、江蘇省における通制として定められた後も、従来の坐圖の法をにわかに變更することができなかつた。また、均田均役を實施したといっても名ばかりのものであったようだ。青浦縣知縣からの詳文には次のように見え

る。

「蘇州府では勒石通行の後も」これまでまったく均編の法をおこなわず、人びとが田土をあちこちに分散させるにまかせています。たとえば、一都の田を二都あるいは三都に割入して完糧し、徭役に當たることがありますし、東にある田を、西に飛び込ませて完糧することがあります。所有田土の一括をしていないばかりか、それにより弊害を多く作りだしています。³⁰

婁縣の知縣も、「蘇州府は、松江府の均田均役の條例にならわず、均の名はあっても、均の實はありません」と指弾している。³¹

均田均役の實施を求める巡撫・布政使の指示は、各州縣の官署門前に立碑されたのであるから、蘇州府でも坐圖の法を原則として維持することは不可能になった。均田均役の法にふくまれる併田や納稅戸の任意による圖甲の編成は、官府がこれを一律に實施させることはできないとしても、納稅戸がそのような動きをとることを押さえつけることも不可能となつた。「均の名はある」以上、これを利用し自らにとって有利な圖に田土を飛ばしたり、課稅對象である田土を課稅されない土地にごまかしたりする有力戸の常套手段も、これを抑制することがかえって困難となるという状況が出現したようである。こうした状況は、坐圖への復歸をもとめる蘇州府側の「條議」（全十二條）に窺うことができる。そこには、「納稅義務だけがあって現實の田土がないことの害」（第四條）、「田土はあるが納稅義務がないことの弊」（第五條）、「稅率の軽いものを重くする害」（第六條）、「稅率の重いものを軽くする弊」（第七條）、「耕作不能地を熟田として課稅する弊」（第八條）、「熟田を耕作不能地とする弊」（第九條）などが列擧されている。³² これらの内實は説明を加えるまでもないだろう。舊來の坐圖の法の原則のもとでは、現實の各圖内の田土は簿冊の上でもその田土の所在する圖に結びつけられており、所有者が交替しても、稅・役が他の圖に移るといふことはない。また各田土の稅則も簿冊上で固定して

いる。こうしたことは、詭寄や飛瀝によって税・役義務のごまかしを狙う輩にとって都合があまりない。もちろん、均田均役の法がこうした行爲を解禁するわけではないが、田土の名寄せや任意の圖甲編成という複雑な手続きのなかで、地籍や課税の混乱をつくり出す機會は擴大するはずである。その實例は、本稿の第四節で見ることになるであろう。蘇州府が、坐圖の法への復歸を要求した背景には、坐圖の制度のもとで利益を得ていた書吏や請け負人などの壓力もあったに違いないが、それと同時に、均田均役への移行が、明代に見られた地籍混乱を再發させる事への危惧もあったと思われる。少なくとも、これをいいたてることによって舊法への復歸の口實としようとしたことは確かである。

蘇州府の「條議」のなかで、坐圖の法は次のように説明されている。

税糧滯納の弊害を除去しようとするれば、……まず銷圩の法をおこなわねばなりません。銷圩の弊害を除去するには、まず坐圖の法をおこなわねばなりません。なにを銷圩というのでしょうか。圩とは田土の坵號（すなわち地番）であり、銷とは、圖中の田土の坵號がいくつあるか、錢糧がいくらあるか、業戸がどれだけあるか計上することです。³³

ここで注意すべきことの一つは、條議中の「圩」の意味である。本来、この言葉はデルタ地帯で耕地開發が進む場合に特徴的な堤防に囲まれた土地である圍田や圩田、ないしは堤防そのものを意味するが、ここでは圩が「田の坵號」であると解されている。つまり、内部に複數の水田や水路を含み堤防に囲まれた土地ではなく、その中の個々の田を指示する言葉としての圩なのである。銷とは「銷算」³⁴ 決算という語があるように、集計をすることである。この銷なる作業の對象としては、一定の境界をもつ圖が考えられており、圖内の田土の一つ一つについてその字號と現地との對應をつけて、どれだけの字號があるか、すなわち圖内にどれだけの田土片があるか算定し、個々の田土片の税額を總計して圖全體にどれだけの税額がわりふられているか算定し、圖内の田土片の所有者を確認することでどれだけの業戸がその圖内にあるのか

——圖内に居住する業戸ではなく——を算定することが、坐圖の法にもとづく銷圩の手續きなのだという。これは、のちの版圖の法においてまず造られる各圖の「坵領戸冊」の作成と、ほぼ同一の作業である。この作業によって、一定の境界によって限られる圖および圖内田土に對應する登記情報ならびに課税情報が確定されるわけである。

この作業を、ほぼ數千畝の面積からなる圖ごとにおこなうのは、それが悉皆調査に適當な規模だからだ。

一縣の弊は調査し難いものですが、一圖の弊は見やすいものです。一縣の田畝は多く人戸も多く、しかも一人にして數戸を立て、數戸にして數姓をたてています。田畝は極高の區にあつても、「その所有者としての」戸名は極低の區に集中してたてられています。これでは、「各戸の」田の多寡、税糧の輕重を明らかにすることは困難です。一圖であれば田は千畝あまりに過ぎず、人も數十丁に過ぎず、認識できない人はなく、認識できない田もないので都合がよいのです。³⁴

縣内各圖にひろがる大規模地主の所有田土やその税額の合計を調べようにも、一戸で複数の戸名をたて、しかも水害の危険度が高いため免税措置や低い税率の適用されている「極低の區」に屬するように偽装して戸をたてているような現状では、併田の作業によってこうした弊害を除去することは困難である。均田均役の法では、併田によってこれが可能だという前提に立つが、そもそも所有名義そのものが眞實のものではないという現状においては、縣を單位とした併田など不可能であるというのが蘇州府側の主張である。一方、坐圖の法による銷圩の作業では、ある圖内の土地の所有者は、どこに居住しようと、田土所在の圖内に納税戸をたてさせ——それは現實の戸でなく簿册上にのみ存在する戸であってもかまわない——、その圖で税・役のわりつけをおこなう。つまり併田も圖ごとにはおこなうが、縣全體の併田は不要となるわけである。まず圖のそれぞれについて、定められた税率ごとの田土の額数がきちんと確保できれば、縣全體の額数もかけることなく確保できる。³⁵

各圖を對象とした銷圩の作業をへて、圖ごとの徵税のための簿冊がつくられる。蘇州側の言い分によると、坐圖の法のための簿冊の作成は容易である。

丈量も必要とせず、推收〔ここでは買賣にともない歸屬する圖を變更すること〕も必要とせず、ただ一冊を造って圖内の田土が幾畝あるか、また幾筆あるか、某人の所有地が幾畝、また幾筆あるかを算定します。これだけの田の所有を認める者が、これだけの税糧納入を認めることになります。〔舊來の田土・課税についての〕弊害は、たちどころに追究することができます。³⁶⁾

もちろん當時、何の弊害や不正もなしに、蘇州府側が主張するような坐圖完糧の法がそのまま實現していたわけではな
いだろう。しかし先に見たように、松江府においても均田均役の實現のため併田が原則として採用される以前は、坐圖完糧の方式であったことは間違いない。蘇州府においては、名目上は均田均役であっても、併田をおこなうことは困難であり、實質上、舊來の坐圖完糧の法によるしかない、というのが康熙十四年前後の状況であった。

三 坐圖の法の起源

前節で明らかにしたように、版圖の法は、その名稱こそ雍正三、四年になってはじめて現れたものであるが、その内容においては康熙初期までの坐圖の法と異なるものではない。蘇州府、松江府では、版圖の法と實質的に同内容の坐圖の法が、均田均役法への移行以前におこなわれていたのである。では、蘇州府や松江府の坐圖の法の由來はどこにあるのだろうか。現在のところ、この問題にたいして明確な答えをあたえることはできない。しかし、重要な手がかりがある。

その一つは、明清交代期の太倉州の人である陸世儀が、「坐圖還糧」を提唱したことである。ちなみに太倉州は、雍正

三年（一七二五）に直隸州に昇格する以前は、蘇州府に屬していた。

陸世儀が、「法は簡便に従うべく、黄冊を廢し、もっぱら魚鱗圖冊を用い、あらゆる賦税と徭役はひとえに魚鱗冊をもつて主となすに如くはない。これがいわゆる坐圖還糧である云々」という主張をしたためたのが何時のことであるか、正確にはわからない。この「坐圖還糧」を主張する一文は、今日では『思辨錄輯要』のなかに收められているのであるが、そこには、「國初、里を立て、百十戸をもって里とした」という一文がある。「國初」という表現を用いているのは、この文章が明朝時代に書かれたものであることを強く示唆する。

陸世儀は、明朝の定制である黄冊を廢すべしというのであるが、それはとりもなおさず、黄冊にもとづく里甲編成と里役の編審を廢すということである。また、黄冊上の各戸の人丁・事産の記載について十年ごとの推收をおこなう定制を廢棄せよということでもある。その理由として、陸世儀は六項をあげている。坐圖還糧の主張に直接結びつくものは、黄冊上の推收の制度が弊害をもたらしているという認識である。

およそ州縣では、田土をもって都となし、圖となし、その田土面積にはすべて定額があり、斗則にも定數があり、長官は一覽のもとに知ることができた。黄冊が用いられると推收をすることになり、田土が混亂するもので、その數も調べがたいものとなり、奸人が飛瀧の弊をつくる道をひらいた。これが一である。⁴⁷

明朝の定制においては、都はともかくとして圖（里）は、地理上の區畫として設定されるものではなく、里長戸、甲首戸、畸零戸などに階層化された人戸の組織である。したがって、ある圖の田土といっても、それはその圖の成員であるところの各戸の所有田土の總體にほかならず、圖内各戸の經濟力の消長にともない變動する。また、個々の田土に視點を置いてみると、それが賣買や相續などによって別の所有者のものとなることもない、あちこちの甲や圖を轉々とする事となる。陸世儀は、こうした圖と田土との關係が、地籍の混亂や、面積・税則の不正などを生みだす素地であるとみた。所

有權の移轉にともなう田土の推收は、經費や手間がかかるばかりでなく、その機会をとらえて、豪強の者が自己所有地を無税か輕税の對象である「荒區」の枠内にもぐりこませたり、貧弱の者が重い税を適用される。また、圖内の税糧の催徴の責をおう里長も、「今や推收が任意になされるため」終日奔走せねばならぬ³⁸⁾。

陸世儀の主張は、黄冊の廢止それ自體を求めるといふよりは、黄冊制度が體現している明代の土地課税の方式を批判しているわけである。批判の背景となっているのは、次のような事情である。

①納税戸の組織である圖と、その成員を媒介として圖に歸屬する田土との關係について、黄冊編造のたびごと、推收の手續きによって、大幅な入れかえが生じる。

②ある田土とそれに適用される課税額ないしは科則の結びつきは、ほんらい不變であるべきだが、現實には推收によって田土の歸屬が變動する機會をとらえて、ある田土の課税額ないしは科則を、他の田土のそれと入れかえたり、ある田土を課税對象から外してしまったりなどの操作がおこなわれる。

③税糧の催徴を中心とする里役や、「開河築圩」などの徭役のシステムは、圖に歸屬する田土に負擔能力の源泉が、各圖はば均等であることを前提として成り立つ。①②のごとくこの前提が崩れてしまうのであるから、徭役のシステムにも歪みが生じざるを得ない。

こうした缺陷をもつ現行の黄冊の方式に對置するのが、魚鱗冊を専用する坐圖還糧の法というものである。陸世儀は、まず坐圖還糧の直接的な利點を三點あげる。

もし専ら魚鱗冊を用いるならば、田はひとえに坐落〔する圖〕に歸屬し、面積と税率は、さきに定額をなしていたものから増減することはない。徴收する錢糧を増減したり、賦税の既納未納の點檢をしたりするにしても、一覽のもとに照合することができ、ずる賢い胥吏らが手加減を加えることもできない。便宜の第一。

推收の煩瑣を免れることができ、膨大な紙筆の費用と計算の苦勞を省くことができる。吏は休息し、長官も暇になる。便宜の第二。

荒區と熟區はきちんと區分され、天災による減免もわりふりが容易となる。便宜の第三。⁽³⁹⁾

さきに指摘した①②の問題は、坐圖還糧によるこの三つの便宜によって解消される。さらに徭役についても、「開河築圩」など利害がその「坐區」すなわち當地に密着するものは、當地の人戸にゆだね、縣全體の利害に係わるものは、公費を徴收して官が事業をおこなえばよい、とする。⁽⁴⁰⁾

しかし坐圖還糧にも二つの問題がある。黄冊の原則では、各戸の人丁・事産は一括して黄冊に登録されるため、徭役をわりあてるさいの負擔能力の評定は容易である。しかし、坐圖還糧の方式では、「戸頭が分散する」つまりあちこちの圖に分散した田土を所有する戸は、それぞれの圖に戸をたてるため、負擔能力を量ろうにも「貧富は稽べ難い」。この徭役わりあての問題について、陸世儀は、坐圖還糧の法を用いれば、「徭役のある現状を、徭役のない状態に化す」ことが可能だと主張する。「南北二運」すなわち南京への税米運送と北京への御用米運送は「官收官解」にすることによって、糧長・塘長・里長などの里役は廢止したうえで、「著正」をあらたにたてこれには税糧の免除をもって報酬とすることによって、それが可能であるという。

賦税の徴收については、坐圖還糧の方式がはらむ問題はさらに大きい。「大戸は多くの田土をもつので、「田土所在の各圖で納税するのは」零星こまごまとして不便だ」ということになる。不在地主の土地を多くかかえる圖では、所有者にその圖で立戸させたとしても、それは簿册上のことだけであり、現實の納税戸は、あちこちに追跡せねばならぬということになる。この賦税徴收の問題について、陸世儀は、「田主が遠くに居住する場合には、佃戸から徴收し、「佃戸に」税糧の串票すなわち領收證を渡して田主と清算させればよい。納税には何の不便もない」と片づけるのである。⁽⁴¹⁾

こうした陸世儀の大膽かつ樂觀にすぎない氣味のある提案が、そのまま採用されたということはないであろう。しかし、前節で明らかとなったように、清初の蘇州府と松江府では、まぎれもなく坐圖完糧の法とよばれる賦稅徵收の方式が採用されていたのである。細部においてはともかくも、大筋において陸世儀の主張した地理的境界をもつ圖の田土の固定化・定額化と田土所在の圖における課稅という原則は、現實に採用されたといふべきである。

陸世儀は、みずからが坐圖還糧となづける方式はけっして獨創ではなく、元末に靖江縣（明清時代には常州府所屬）の朱本思が、この方式の利點を知り、「宵練匣」なる論文を著し、福建の諸路でこれを實施したことがあると述べている。さらに、明代嘉靖年間に海瑞が江南でこの法をおこなおうとしたが、離任したため果たさなかつたともいふ⁴²。これらが事實であるかどうか、判斷の材料をもちあわせない。しかし、陸世儀の坐圖還糧、清初の蘇松兩府の坐圖完糧、のちの版圖の法にきわめて類似する方式が、陸世儀の生活した太倉州の鄰縣である嘉定縣において、明代正徳年間（一五〇六—一五二一）に提案されていたという事實がある⁴³。

正徳年間の嘉定縣知縣王應鵬は、「圩領戸之冊」と「戸領圩之冊」の作成を提案した。「官府の青由〔納稅通知〕は、戸領圩の冊に基づいて記入し、糧長が催糧するには、圩領戸の冊に基づいて徵收する」というのであるから、ここでいう「圩」は、先に引用した蘇州府の條議での用法と同じく、田土を意味する。すると、これは清代の版圖順莊の法のもとで造られることになる「坵領戸冊」「戸領坵冊」と字面がことなるだけで同義異名だということになる。この提案が實行されて、現實にそのような名稱の臺帳が造られたか否かは不明である。しかし、この十六世紀初頭の圩領戸、戸領圩の臺帳と、清代の坵領戸、戸領坵の臺帳とは、その運用面において一つの特徴を共有している。

正徳年間に嘉定縣で提案された圩領戸、戸領圩の臺帳作製の狙いは、次のような所にあつた。從來、稅糧の推收過割がおこなわれるに際し、別の里はおるか、別の都に所在する田土であるかのように偽裝するなどの弊害があつた。これを防

止するため、まず、各區に含まれる田圩の總量（田額）と、それに對する稅糧の總額を決定し、以後、「黃冊」に登載された資産は、賣り手と買手それぞれに開除・新收（推收）をするのを認めるべきだが、實徴の錢糧は、その田土の所在する區においてなす。このようにすれば、田土と稅糧が離れることはなくなる⁴⁴。このように、推收過割にさいしての田土・稅糧の飛ばしを防止したうえで、上記二種類の臺帳を「青由」による納稅通知手續きと糧長による徴收の根據とするという。

要は、ある區に屬する田土を、別の區の人間が買い取って自分の區のなかに繰り込んだり——戸數編成による里甲制ではこの推收の方式が適法なのであるが——、どこかの稅率の低い土地や、無稅の土地として推收過割してしまったりするのを防ぐため、區外への推收過割を認めないという提案である（もちろん賣買は許される）。こうした方法を探る場合、ある區に屬する田土の所有者は、あちこちに居住しているのが普通であり、糧長はこうした區外に居住する所有者、不在地主などに對しても稅糧の催徴をおこなわねばならない⁴⁵。徴稅コストの増大は避けられない。納稅戸の方にしても、複數の區に土地を所有すれば、複數の糧長に對して納稅せねばならない。明らかにこうした不便をもたらす方法であるにもかかわらず、また、明朝の通制である黃冊の方式とは明らかに齟齬するにもかかわらず、區外への稅糧過割を認めないという原則が提起されたのは興味深い⁴⁶。戸によって編成する圖甲ではなく、固定した田土によって編成する圖甲を賦稅徴收の單位とする坐圖完糧の法の必要性は、それが實現した清初の時代をまたず、江南では早くから認識されていたようである。

四 均田均役から版圖の法へ

江蘇省において、康熙十三年（一六七四）から半世紀にわたって通制となっていた均田均役の法が放棄され、版圖の法への移行^{||}坐圖完糧の法への復歸が求められたのは、均田均役の法のもと、田土にたいする課税が混亂をきわめ、莫大な滞納という問題を生じさせたからにほかならない。均田均役の制度的枠組みや江南におけるその普及の過程については、濱島敦俊・川勝守兩氏によって徹底的な究明がなされたというべきであるが、康熙年間の江蘇省において均田均役がどのようにおこなわれていたのか——とくに圖甲の均等田土額をどのような方法によって維持したのか——、均田均役が廢棄されるについてどのようなことが問題となったのか、ほとんど關心が拂われてこなかった。均田均役および版圖の法の歴史的位置を認識するうえで、これは重要な鍵となる問題であるので、やや詳しく論じよう。

a 武進縣における均田均役の實態

康熙年間、常州府の武進縣については、均田均役の法のもとにおける編審（推收）の實態を窺わせる史料が得られる。武進縣知縣は、康熙三八年（一六九九）に豫定されていた五年ごと推收の期にさきだつて、その章程案を作成し、これを當地の郷紳趙申喬に送って意見を求めた。知縣の推收のための章程そのものは失われて見ることができないが、知縣の諮問にこたえた趙申喬の返書、および常州知府あて上申書が、『趙恭毅公剩稿』に含まれている。これによって、武進縣の章程の第五條には、「田地の餘剩や不足があれば、該管の經承が田の少ない圖に増しくわえたり、田の多い圖から「他の圖へ」移して補う」とあったことが判明する。趙申喬は、これにたいし「くまあわせそうであれば、品搭くまあわせの責は、經承にあること

になります」と知縣の意圖を確認している。⁴⁷ この章程の第五條にいう「經承」は、圖甲の編成をおこなう編審（推收）にさいし、造冊をひき請けた人役を意味する。武進縣の章程にしたがえば、均田均役のための圖甲の編成がえや調整は、納税戸みずらから「自相品搭、充足里甲之數」という作業をさせるのではなく、後に詳しく紹介する彭維新の指摘するごとく「吏胥の手に操縱」されることになったはずである。

もつとも趙申喬は、この武進知縣の方針に反對する姿勢を示した。知縣の擬した章程の「第三條内には、各圖の田地の多寡が不均等であれば、「民が」自ら品搭くみあわせて推收過戸するに委ね、無理やりに別の戸を入れるのは許さず、甲についてもこちらを増やしてあちらを減らすことがあつてはならない」とあることを指摘し、上に引用したように、品搭の責務を經承に負わせるという第五條の文言と、この第三條とが齟齬していることを問題にしている。こうした知縣の方針にたいし、趙申喬が提示する對案は、やや抽象的でもあり、また言葉を濁している氣味もある。⁴⁸ 常州知府にあてた上申書においては、均田均役の法のもとにおける圖甲の編成に隨伴する問題について、次のようなことがいわれている。

一 横車をおして圖内につめこむ弊害をとり除くべき事

推收の法は、かならず業戸がみずから圖甲をさがし求め、そこに田土を入れさせることになっており、圖内の田が定額に達しなければ、別の圖から額を超えた田をもつてきて補足せねばなりません。しかるに、豪猾の戸のなかには、圖甲をさがし求めず、經承に賄賂をつかつて、「定額の敵」數にならず時に數十畝から百餘畝の田土を無理やりに圖内につめこむ者があります。これを「懸掛」と呼び、もともとその圖内にあつた田を、「承役の田土が少なく負擔の重い」苦難の圖に押し込みます。窮民は恨みに思ながらも訴えるすべがありません。縣に命じて、こうした行爲を禁止して不當に圖を占めることのないようにすべきか否か調査検討させていただきたく存じます。⁴⁹

それぞれの均等田土額に合致するように田土所有者みずからが調整して圖甲を編成する方式——慕天顏が指示したのは

この方式である——に従えば、「豪猾の戸」が、所有田土を役の負擔の軽い圖におしこむなどの行爲は防ぐことが困難であらう。こうしたことの具體例として、武進縣の迎春郷の問題をあげることができる。

武進縣では、太湖中の島や漲出地を含む地域に迎春郷と名づけられた郷があり、ここには九つの圖が屬していた。この迎春郷については「縣城から遠く、湖を渡らねばならないので、租税と徭役のすべてについて遠郷を理由とする優遇措置があつた」。各種の科則の田土の面積を「平田」に換算すると、迎春郷九圖に所在する田土は九千畝ほどしかなかった。しかし、武進縣の均田均役による圖あたり田土額は、前回康熙三三年（一六九四）の推收にさいして平田換算で三、三一八畝と算定され、九つの圖を含む迎春郷全體であれば、その九倍、二九、八六〇畝が定額であつた。このため、迎春郷九圖は、均田の條件を満たすために、別の圖から二萬畝の田土を受け入れる餘裕が生じていたわけである。すると、「遠郷は徭役を避けることができる」ことに目をつけた者たちが、迎春郷の圖に別圖から戸を受け入れるにさいし權利金を取るようになり、その金額が各圖三百〜四百兩ほどもあつた。民田も、いったん迎春郷の圖甲に入ると「官の法も加えがたいものがあり、一昨年に河道の開鑿をしたおりには全縣で優免を認めなかつたのを除き、それ以外はまったく差役の負擔がなく、税糧納入の比較てんげんをするにも、これは遠郷だからと「寛大な措置がとられ」、差役をわりあてるにも、これは遠郷だからと「免除された」。田土が縣城近郊にあつても「遠郷」だといいたることができ、所有者が縣城に住んでいても「遠郷」だといいたることができるといふことになつた。⁵⁰

趙申喬は常州知府あて上申書のなかで、「ニセ迎春の弊害は除かざるべからず」という項目をたて、この問題を仔細に論じている。迎春郷の圖に受け入れられた田土は、賦税の滯納があつても「遠郷」の故に見過ごされるために、「官府の考成を誤ることになり」、差役も免除されるために、その轉嫁を受ける「小民に苦累を貽すことになります」。もともと迎春郷に含まれる田土が「寛大な措置を受けるのは應にしかるべきですが、ニセ迎春にして冒免を圖るのは如何なものとし

ようか。里役らは知っていても敢えていわず、紳士らは知っていても口をつぐんでいるため、久しく因循するままとなつていきます⁵²⁾」。

他の地域の戸と田土を迎春郷に受け入れる操作をして大金をせしめたのは、迎春郷九圖の推收・造册をおこなう圖正や里書⁵²⁾であつたに違いない。しかし、均田均役の法そのものが、均等田土額に合致するように田土所有者みずからが調整して圖甲を編成すること(自相品搭、充足里甲之數)を指示していた。さきに述べた「横車をおして圖内につめこむ弊害」や、この「ニセ迎春の弊害」のように、抜け目のない紳士ら、また「豪猾の徒」が、自分の都合の良いように圖甲を編成したり、優遇措置のある圖に所有田土を集中させたりしても、それはあくまでも均田均役の法の指示するところにしたがつて、圖甲の均等田土定額を満たすという手続きを踏んでいるのであるから、違法なことではない。趙申喬は、ニセ迎春の問題について、本來迎春郷の九圖にあつてその字號をおびている田土を三つの圖にまとめ、残りの六つの圖にはすべて迎春郷以外の圖の字號の田土をいれるか、あるいは迎春郷九圖それぞれで本圖の字號をおびている田土をいくつかの甲にまとめ、残りの甲に別の圖の字號の田土をいれるなどして、本來迎春郷に屬しており税・役の優遇措置を受けるべき圖・甲と、優遇措置を受けるために迎春郷にもぐりこませたニセ迎春の田土からなる圖・甲とを分別することを提案している。こうして、ニセ迎春の圖・甲については、「なお各圖の地面に照らして總甲の役をわりあて、……二萬餘畝の不役の田を掃きだせば、二萬餘畝の代役の苦を免れさせることができる」というわけである⁵³⁾。

また、趙申喬は武進縣における圖甲の編成について、「暗圖」の弊害および「暗又圖」の弊害なるものがあると指摘している。本來、武進縣には四五八の圖があり、うち七つは廂として城内にあるのを除き、鄉村部の圖は三五の郷、八二の都に分かれていた。各郷は明確な境界によって地理的に區切られ、安定東郷、安定西郷のごとき固有の郷名を與えられていた。ところが、従前より四五八の圖の他に、地理上の位置をもたない圖——つまり簿册上のみ存在する圖——が造られ

ることがあり、これを「又圖」と稱していた。今日では、四五八の圖の枠内において地理上の位置をもたない圖をみだりに造っており、これを「暗又圖」と稱しているという。均田均役の法においては、圖は地理的領域から切り離されて編成される。このことの結果として、「こちらの圖をあちらの場所に繰り入れると、こちらには地面の上に圖があるのに、簿冊上では圖がなく、あの場所では、簿冊上は圖があるのに、地面には圖がないことになります。簿冊上に圖がなければ、その圖に責任をもつ人役がなくなり、地面上に圖がなければ「人役の」管轄範圍がなくなることになります」⁶⁴。

均田均役の法においては、田土の所在によらず、納税戸のそれぞれについて「併田」をおこなったうえで、それぞれ合算された課税田土面積をもつ納税戸の組み合わせによって圖甲を編成する。濱島敦俊氏がいうところの屬人的里甲である⁶⁵。このため、趙申喬が批判するような地理的な區畫から切り離された「暗又圖」は、生じるべくして生じたものである。「併田」の措置をおこないつつ均等田土額の圖甲を編成すること、趙申喬が求めるような地理上の郷や都の區畫のなかに圖の所在を限るように編成することは、ほんらい併存不可能というべきであらう。均田均役の法によって圖甲が地理的な實體を失っても、そのことによって徴税や役のわりあてに不都合が生じるわけではない。しかし、かつての里甲の人役が帯びていた治安維持などの職務については、簿冊上のみ存在し「承管の地」のない圖については、こうした人役をわりあてても意味がなく、また、地面や居民はあっても簿冊上には圖として存在していない村莊については「經管の人」をわりあてることができない。それは、徭役負擔のわりあて對象である圖・甲がその村莊について不存在となってしまうえば「經管の人」を徭役としてわりあてることができないからである。趙申喬は、こうした状況を「朝廷の版圖を變じ、地方の憂患を貽すこと、はななだ慮うべきであります」というのである⁶⁶が、均田均役の法による圖甲編成と、鄉村行政のために必要となる地理的な郷・都・圖の編成とは、兩立しがたいのである。

こうした問題に加え、五年ごとの編審⁶⁷推收によって、圖と甲の均等田土額を維持するように人戸を組み合わせねばな

らないのであるが、この作業こそ、言うは易く行なうは難いものの代表であろう。實際に、康熙三十三年（一六九四）におこなわれた武進縣の推收は、三年の月日を費やしてようやく完了したという。⁵⁷ 武進縣には合計百數十萬筆の田土があり、⁵⁸ 「併田」をおこなうためには、過去五年間に所有權の移動した膨大な筆數の田土について、所有者ごとに再計算をおこなわねばならない。田・地・山・蕩など土地の種別ごとに科則が異なっているから、單純な面積の加減算だけでは濟まない。まず、土地の種別ごとに畝數を「平田」に換算したうえで、前回の推收時點での所有田土面積にたいし加減することになる。こうして各納稅戶について平田換算の所有田土面積合計が算定されると、次は圖・甲ごとの均等田土額を満たすように納稅戶を組み合わせねばならない。この組み合わせ、つまりある戶がどの圖・甲において稅・役を負擔するかについても、これまで紹介したような負擔の輕重をめぐるあの手この手が弄されたわけである。

康熙三十八年（一六九九）の推收にさいし、武進縣の知縣は、前回の推收にさいして、田土額をみたすような圖・甲の組み立てを各圖に委ねたことが、三年の月日を費やした原因であるとして、各圖各甲の田土數を均等になるよう調整する責務を「該管の經承」すなわち請け負い人たる書役に委ねるよう改めようとしたわけである。⁵⁹ この知縣の措置は、まずもって、布政使慕天顏の均田均役の上奏（康熙十三年）にあった「聽民自相品搭、充足里甲之數」の規定に違背するものであった。⁶⁰ また、「品搭」の責を請け負い人の操作に委ねることは、種々の不正の機會を與えることとなる。知縣の章程について諮問をうけた趙申喬はこの點を突いたのであるが、一方、「聽民自相品搭」によつた前回の推收が、三年の遲延のみならず、上に述べたような種々の弊害を發生させたことも、重々承知していた。さきに筆者は、だれに圖・甲の編成の責務を負わせるかについて「趙申喬が提示する對案は、やや抽象的でもあり、また言葉を濁している氣味もある」と述べたのであるが、趙申喬の筆致からは、いずれの方法をとつても種々の問題の發生は避けられない、さあ如何せん、という氣持が讀みとれるのである。均田均役の法がめざす公平な負擔、公正な手續きという理念は、何人もこれを否定できな

い。しかし、それを實現するための手續きの複雑さ、およびその中に胚胎するあらたな不公平・不公正という困難、趙申喬の書簡は、均田均役のかかえる困難の具體像を如實に示している。

こうした状況は、武進縣に限ったことではなかった。雍正年間までに江蘇省で莫大な賦税未納が累積したという事態の解決にとりくんだ人びとは、均田均役における推收と圖甲編成の複雑さが、清朝財政の根幹をなす土地税の徴收制度を揺るがしているという認識に至ることになる。

雍正年間に江蘇省の賦税徴收の積弊について詳しく調査をおこなった彭維新は、納税戸が、どの甲、どの戸に屬しているのか、自分の知らないところで變えられてしまし、適用される科則もまったく知らず、このように「官と民がたがいに隔絶されている」ことにより、官の側のおこなう徴收・比較も、民の側のおこなう納税も、ひとえに吏胥の手に操縦されることになる⁶¹と述べている。ここで、納税戸について「戸甲常被暗換」「不知在官實在科則甲戸」の状態であると彭維新が述べているのは興味深い。布政使慕天顔の原議のごとく「聽民自相品搭、充足里甲之數」すなわち納税戸がみずから調整して均等田土額を維持するように圖・甲を組みあげることが、まったく實行されなかったわけではなからう。常熟縣のひとつで、均田均役の法を擁護する論を雍正『昭文縣志』にのこした趙錫孝も、「各自をして甲を編ませ、あるいは〔同族・近鄰などを〕類聚して甲を編ませる」と述べている⁶²。しかし、現實には、編審にさいし納税戸がみずから甲を編むことが普及していたわけではなく、簿冊を作成する人役が、田土額の調整をしながら人戸を組み合わせて圖甲を編成するのが一般的であったと思われる。先に紹介した康熙三八年（一六九九）の推收にさいし、武進縣知縣が採用したのも、この方法である。布政使慕天顔の示した原則にしたがって納税戸みずからが圖甲を編成していたのであれば、彭維新のいうような、甲・戸の「暗換」や納税戸がみずから甲・戸を知らないという事態はあり得ない。

一筆一筆の課税田土の所在・字號・面積・當該の科則（税率）は、本來四位一體をなして課税の基礎となるべきもので

ある。しかしながら、均田均役の複雑な推收（圖甲の編成）を五年ごとに繰り返すうちに、この四位一體の結合が巧みな操作によって弛緩し、入れかえや偽造・隠匿による避税行爲が発生する。課税對象の捕捉・確定がゆらげば、完納・未納の點檢つまり「比較」にも困難がともなうことになる。「民欠吏蝕」蔓延の温床は、均田均役の法それ自體が發端をなすこうした因果連鎖のなかにある。この認識こそが、雍正初年にはじまる均田均役からの離脱を、當局者に選擇させたのである。では、その具體的な過程を跡づけることにしよう。

b 州縣分割と坐圖完糧への復歸

雍正十年（一七三二）の廷臣會議で、江蘇省の均田均役を廢止し、版圖順莊の法を實施することが決定されるに先だつて、いくつかの縣では、版圖の法が實施されたことが、これまでの研究によって明らかにされている。今、その事例をもう一度並べてみよう。

雍正三年（一七二五） 太倉州

雍正四年（一七二六） 吳江・震澤（蘇州府）

崑山・新陽（蘇州府）

上海・南匯（松江府）

嘉定・寶山（太倉州）

本稿第一節で紹介した山本英史氏の研究が、吳江縣・震澤縣の事例について詳しく論じているが、他の事例については史料に乏しく、具體的な實施狀況は不明であるとする。しかしながら、このリストを一覽すれば、これら版圖の法の先行事例が、いずれも州縣の分割と關係して實施されたであろうことに氣づくのである。⁽⁶³⁾ 縣の分割にさいしては、古くからの

「郷」の區畫を尊重しながら、舊縣城を兩斷する境界線によって分割するのが普通であった。⁶⁴境界線を引くのは容易である。しかし、賦税と田土の歸屬については面倒なことが生じる。A縣の住民が、そこから分割されたB縣の領域に田土を所有するばあい、その田土と税糧の歸屬、納税先をどこにするかという問題が生じるからである。

このことについて想起されるのは、明代後半から數百年間にわたる爭議をくりひろげた浙江省嘉興府の秀水・嘉興・嘉善三縣の「錯壤（嵌田）」問題である。⁶⁵明代宣德五年（一四三〇）に、嘉興府下の各縣よりあらたに領域を分割して置かれたこの三縣のばあい、當時にあっては所有者の所屬する里甲において合併納税することが黃冊―里甲制の原則であったことが影響してか、田土の所在する縣と賦税を納入する縣とが相違する等々の錯綜した關係が発生した。たとえば嘉興縣の田土額のなかに含まれている田土については、それに對應した税額が嘉興縣の徵收すべき總額のなかに算入されている。しかし、嘉興縣がそれを徵收できず、他の縣に納入されてしまうとすれば、穴のあいた分については嘉興縣の納税戸が缺損分をかぶることになる。こうした事情によって、萬曆年間士民のなから不審や不滿の聲があがってより、清代乾隆年間におよびまで數百年にわたる紛争がつづき、これに關連して死者をだすまでの騒動になったのである。

雍正初年の江蘇省では、なお均田均役が通制であった。したがって明代の黃冊の制度と同様に、各納税戸は縣内各圖に散在する所有地を一括して、當該戸の納税額を算定し、納入するのが建前である。この状態のもとでは、縣を分割する地理的な境界は引くことができても、田土とその賦税の歸屬先については、嘉興府三縣の錯壤問題と同じ轍を踏むことになりかねない。これを回避するには、新たな二縣の兩方に田土を所有する戸についてのみ、二縣それぞれに納税戸を立てさせるという簡便な方法もあったはずである。しかし、雍正初年の江蘇省の諸縣では、分割にさいしさらに根本的な方法が採用された。つまり均田均役の法において不可缺の併田の原則を放棄し、版圖の法へ移行するという解決方法が選擇されたわけである。

當時、州縣分割に關連して版圖の法へ移行するにさいし、どのような議論や手続きがなされたのか、史料に乏しいため具體的に知ることはできない。しかし、崑山・新陽兩縣のばあいには、版圖の法への移行が、事實上、坐圖完糧への復歸であったことが判明する。乾隆『崑山陽湖合志』卷七徭役には、分縣の翌年にあたる「雍正四年に、排年を散じて版圖と爲し、圖書を設立した」とみえる。同書はこれに續き、士民陳文模らの圖書の役の苦しみを訴える呈文（雍正八年）を引用するが、この呈文中に「さき上司の檄をうけて兩縣では排年を散去し、坐圖完糧を定制とし、圖書を立てて役事を司らせて、取り込みや包攬を杜絶した。さきの弊害は一掃され、賦稅徵收の法を一新して、田賦のみならず徭役まで改められた」とあり、雍正四年（一七二六）の「散排年爲版圖」の措置の内實が、「散去排年、定以坐圖完糧」であったことを知るのである。⁶⁶つまり、崑山・新陽兩縣において、「版圖と爲す」というのは坐圖完糧の方法を採用する——事實上是復活する——ことであつた。

乾隆十年（一七四五）に刊行された『鎮洋縣志』（太倉州）の編纂に携わつた知縣金鴻の「徭役總論」に、雍正三年、太倉州でおこなわれた均田均役から版圖の法への移行について論及した箇所がある。

雍正□□太倉知州溫而遜が、版圖徵糧をおこなうことを許した。……均田均役はほんらい良法であるが、長年實施されるうちに弊害も多くなり、甲の編成と賦稅徵收を排年におこなわせるだけで、納稅戸名を書きだすこともなかつた。那移・侵蝕・負欠がしだいに多くなつたのは怪しむに足りない。版圖になつてからは、田土に就いて賦稅を問ひ、排年を用いないため、包攬・侵欺などの弊害を除去することができた。⁶⁷

均田均役の法のもとでは、各甲にわりあてられた排年にたいし、均等田土額を満たすような甲の編成と、毎年の賦稅徵收とを請け負わせていたという。官府からすれば、各排年が甲の賦稅を一括して納付したか否かを點檢するだけで、個々の納稅戸を「比較」の對象とする手間を省いていたわけである。その結果として、どの納稅戸が、どの田土を所有し、ど

れだけの賦税を納付すべきかという問題は、簿冊の上でも、現實の取り扱ひのなかでもないがしるにされ、種々の弊害を惹起することになった。これにたいし、「版圖徵糧」にあつては、課税対象田土・面積・税額とその納税義務者の結びつきを、官府の簿冊上で明確にしたうえで地片ごとに個別の課税をおこなう。このため排年のみ課税納税の對象として把握するという均田均役下の方式は廢棄されたわけである。上に引いた『崑山陽湖合志』にもみえる「散去排年」の内實が、均田均役のもとにおける甲ごとの、排年による一括課税・一括徵收の廢止措置であつたことを知ることができる。

時代は下るが錢糧分割作業の實例を、乾隆十二年（一七四七）、蘇州府吳縣に屬していた太湖中の島からなる東山・西山の田賦を、東山に駐していた水利同知（その官署を太湖廳と稱した）の徵收に歸した場合に窺うことができる。これにさいし、太湖廳では計六都五七圖をふくむ「東山版圖冊」、計六都七四圖をふくむ「西山版圖冊」を作成した。この「版圖冊」では、圖ごとに各地目（田・地・山・蕩）および科則ごとの面積合計が記されている。その總計が、太湖廳に屬する課税田土面積であり、各地目・科則ごとの面積に科則を乗じたものを積算すれば、太湖廳の田賦總額（東山：平米六、七六七石九斗九升九合⁶⁸折色銀三、一四〇兩八分七釐 西山：平米七、〇一三石二斗四升二合三勺⁶⁹折色銀三、三五〇兩四分二釐）となる。圖ごとの各地目・科則の田土額および税額は、すべて固定額であり、かつてのように「都圖中地畝の盈縮、錢糧の多少は、推收によって出入りがあり、歲ごとに同じでない」ものとは異なる。こうした都・圖ごとの田土および田賦の額数を維持しようとするれば、均田均役の法や、順莊編里の法のごとく、賣買にともなつて田土およびその課税額の歸屬する圖（村莊）が變更されるような方式は、はなはだ都合が悪いわけである。太湖廳の錢糧を獨立させるにあつて造られた「版圖冊」を、徵税のための臺帳として利用し續けるためには、課税の方式として版圖の法を採用するほかに道はなかつた。

本稿第二節で明らかにしたように、蘇松兩府はかつて坐圖完糧の法を實施しており、その原則は版圖の法と同等であつ

たのだから、分縣にともなう版圖の法への移行は、分縣を好機ないしは口實とした舊法への復歸であったということになるろう。

舊法への復歸にさいして、坐圖完糧の舊名が復活せずに、版圖の法なる耳新しい呼稱が用意されたのは、康熙十四年（一六七五）の騷動をへて、巡撫・布政使の裁定によって蘇州府の坐圖完糧の條議が却下されたという前歴が憚られたのが一因であろう。

そもそも、版圖の法における「版圖」とは、魚鱗冊を意味していた。版圖が魚鱗冊の意味で用いられている用例をあげてみよう。嘉靖九年（一五三〇）の上奏にかかる桂萼「進任民考疏」には「今之經界存乎版圖。自正統末天下吏書陰壞版圖、諸色田土散漫散錯、難以檢討」とみえる⁷⁰。桂萼の念頭にあったのは魚鱗冊の不備による地籍の混亂という事態であった。康熙三十六年（一六九七）に蘇州府海防同知として着任した甘國璧の誕生日を祝して崑山縣の人王喆生が贈った「清田甘郡丞壽序」に、「今以吾崑之田賦混淆、版圖散佚」とある⁷¹。散佚した「版圖」とは魚鱗冊のことと見て間違いない。『太湖備考』巻五の「乾隆十三年太湖廳清造東西兩山版圖細總」の末尾にみえる按語には「版圖即魚鱗冊」とある。また、同書には「前明萬曆間、江西布政使喬某有版圖條議。康熙十五年、長邑李令采而行之、具有成效……」とも見える⁷²。この「版圖條議」とは萬曆八年（一五八〇）に張居正の命を承けておこなわれた丈量にさいし、江西布政司參政喬懋敬が作成した施行細則のことである。蘇州府長洲縣では、康熙十五年（一六七六）から三年の時を費やして丈量および魚鱗冊の作成がなされたが、この時に喬懋敬の手になる施行細則が大いに利用されるということがあり、康熙『長洲縣志』巻十二徭役は、喬懋敬の施行細則を「その條議は甚だ詳悉であり、以下に備録し、後の采行に俟つ」としてその全文を採録している⁷³。丈量の成果として魚鱗冊が作成されるという事に着目すれば、丈量の條議はすなわち魚鱗冊の條議であり、『太湖備考』の編者金友理は、これに「版圖條議」の名を冠したのである。また、嘉慶『如皋縣志』巻四賦役一には、揚

州府如皋縣の知縣李衷純について「天啓四年、奉清造版圖之命、殫慮公心、肩任腹畫、不遑寢處、窮數月之力……」⁷⁴という記載が見える。この文脈における「版圖」も魚鱗冊を意味するものでなければならぬ。

このように、「版圖」なる語が魚鱗冊の別稱であるならば、版圖の法とは、魚鱗冊を課税臺帳として利用する方法であることを意識して命名されたことになる。明末に著された陸世儀の議論に、賦・役を定める二種の簿冊のうち、黃冊を廢止して、もっぱら魚鱗冊を用いるべきであり、「賦税・徭役はひとえに魚鱗冊をもって主とするのが、いわゆる坐圖還糧である」とあったことを想起されたい（本稿頁三九九参照）。魚鱗冊を専用する方法は、康熙十年代まで「坐圖還糧」ないしは「坐圖完糧」と呼ばれてきた。この吏語臭ふんぶんたる呼稱を、魚鱗冊の法と呼びかえても、その俗臭を脱することはできない。そこで『周禮』に由來する「版圖」という典雅なことを、制度の名稱としたわけである。もっとも早く版圖の法への移行を果たした太倉州が、陸世儀ゆかりの地であることを考えあわせるならば、同州で坐圖完糧の法への復歸が圖られたさいに、當地の名儒であった陸世儀の坐圖還糧についての議論は、かならず参照されたであろう。陸世儀が坐圖還糧を「魚鱗冊を専用する」法であると定義したことを意識して、古い酒を新しい皮袋に盛るべく、「版圖の法」という呼稱が發明されたに違いないのである。

c 滯納問題の清查と版圖の法

明清交代期にその萌芽をもつ坐圖完糧の法は、雍正初年にあいついで實施された江南の大規模縣の分割をきっかけとして、復活の糸口をつかんだ。そこから十年足らずのうちに、版圖の法が、均田均役の法にかわって江蘇省における通制の地位を獲得する情勢をもたらしたのは、江蘇省の巨額滯納問題にたいする調査であった。

康熙後半期以來の錢糧虧空問題の解消をめざしていた雍正帝は、巨額の滯納をかかえていた江蘇省に、「總理清查江蘇

錢糧事務」の特命をあたえた戸部侍郎彭維新を送り込み、巡撫尹繼善とともに問題の處理にあたらせた。彭維新は、三年に亙る仕事のしめくりとして、田賦の確實な徵收のための方策を長文の奏摺にしたため、雍正帝のもとに送った。雍正九年（一七三二）六月二十六日のことである。⁷⁶

彭維新は、下記の四項目を善後策として提案した。

第一項 錢糧は的戸に歸併すべきこと

第二項 科則を明示する便民小單を發給すべきこと

第三項 錢糧に關係する重要な簿冊は、内署に存貯すべきこと

第四項 版圖清賦の法をおこなうべきこと

そもそもこうした対策が提起されることとなったのは、江蘇省において、民間の滞納として處理されている缺損のなかに、州縣の官僚・胥役の侵蝕と豪戸や生員・監生層による包攬によるものが多く含まれていたからである。彭維新は、三年餘にわたる調査を通じて、官吏の侵蝕の根本的原因是、官にあっては徵稅ための簿冊に納稅戸の本名が記されていないこと、また臺帳簿冊が内署に保管されず、吏胥衙役が牛耳る外衙に置かれていることにあると見た。また、民にあっては、どの戸、どの甲に屬しているのか、自分の知らないところで變えられてしまし、適用される科則もまったく知らない。このように「官と民がたがいに隔絶されている」ことにより、官の側のおこなう徵收・比較も、民の側のおこなう納稅も、ひとえに吏胥の手に操縦されることになる。さらには吏胥の黨羽をなす「圖歇・里排・役匠・地棍」らの人役、および吏胥の「親屬・子姪・親戚・僕從人」らも私利をあさり、やりたい放題となるとというのが彭維新の見立てであった。⁷⁶

彭維新の報告によると、江蘇省の各州縣では徵稅のための臺帳（糧冊）には、眞實の姓名が記されていないのが普通のことであった。僞名、假名を用いた「花分」は、大規模な地主にとって都合がよければかりでなく、官吏の側にもそれを利

用するという事情があった。まず、民の側からすると、所有地を一本化して大口の納税戸になると、未納の率は小さくても、本来の納税額が大きいだけに、未納金額も突出することになり、官府の追究は免れがたい。このため、

胥吏に賄賂を遣って一戸を數十〜百ものさまざまな姓に分けたり、舊名をつかったりします。一州縣の簿冊を開いてみますと、「禮」「樂」「射」「御」「仁」「義」「禮」「智」などの文字をつかった同じような戸名が多く見られます。多くの小戸に分け、花名を多くたてておけば、徴收開始にあたり、細々した小戸は「未納があっても目立たないため」呼びだし點檢が後回しになり、そのうち農忙・漕忙にまぎれて見過ごされてしまうのを期待しているので、こうして年ごとに滞納が多くなります。これを子戸に花分するといひます。⁽⁷⁷⁾

というわけである。また、官吏の側からすると、「官侵吏蝕」すなわち公金の流用・取り込みを、「飛灑」によってごまかしてはいるものの、ごまかしきれないものについては架空の納税戸を捏造し、その戸の未納だということにして切り抜ける。

任意に「架空の」姓名を作り上げるばかりか、わざと「徭」「賂」「逃」「棄」などの文字をつかった戸名を捏造し、點檢を免れることを期待することがあります。これを詭戸に花分するといひます。⁽⁷⁸⁾

さらに先祖を祀る祠堂の名義になっている田産や、遺産を分割せずに總戸の名義で納税している田産、また寺・廟・社・會を名義にした田産など、複数の人、複数の姓をまとめて一戸とするものがあり、これらは子戸・詭戸とはちがっているけれども、やはり眞實の戸名ではないので、未納を追究しようとしても、本當の納税戸を呼びだすに骨がおれることになる。⁽⁷⁹⁾

そもそも均田均役の法による圖甲編成は、各都圖に分散する所有地を、戸ごとに取りまとめる「併田」の手續きから始まる。しかし、官の側で眞實の戸名すら把握しておらず、併田とはまったく逆に花分による子戸や詭戸が造りだされつづ

ける状態で、均等田土額による圖甲の編成をおこなっても、それは蜃氣樓を捕まえるようなものである。こうした偽名の戸や架空の戸からなる圖や甲は、臺帳の上であれば意味をもつであろうが、そこから現實の納税戸と現實の田土にたどり着くことはほとんど不可能となる。崑山縣や太倉州の資料にみられたように、各甲の排年に均等の賦税額納入を包攬させるのみで、その甲にいったいどの戸の、何處にある田土が含まれているのかは關知しないという方法を採らざるを得ないわけである。

もっとも、均田均役の法がこのように形骸化しているだけであれば、ことさらにそれを廢止し、版圖の法に移行するという面倒を背負いこむ必要もなかったであろう。しかし、彭維新によれば、均田均役を維持するための五年ごとの編審¹¹推收によって、課税事務はその度に混亂の度を増すのである。

江蘇省の錢糧は、さきより均編〔すなわち均田均役〕であり、糧戸の住所を問わず、田土の所在場所にかかわらず、ただおおまかに畝數を計って里甲に均等配分し、これを「均圖」と呼んでいます。推收のたびごとに、奸猾の胥吏らがこれにかこつけて奸計をほどこし、飛灑・隱匿・花分・詭捏・掉空・重立など、あらゆる弊害が生じています。編審をすること、錢糧はしだいに混亂し、奸胥や豪家棍徒らが利益をあさる淵藪となっています。⁸⁰⁾

官の側では、納税戸の眞實の姓名も、またその住所も把握できないのであるが、通制である均田均役はおこなわねばならない。こうして編審¹¹推收のたびごとに、均等田土額にあわせて、圖・甲の畝數をうめるといふ作業が繰り返されたわけである。しかし、この作業は、課税対象としての田土を、現實に地上に存在する田土から切り離して、均等額をうめるときの要素として抽象化することになる。こうして、納税義務者たる花戸が、現實の戸から切り離されているのみならず、課税対象たる田土まで、簿册上の、面積・科則という屬性をもつ構成要素としてのみ意味をもつものとなる。現實の土地と切り離されて、編審¹¹推收、すなわち簿册の再作成作業における操作対象となった課税田土に、飛灑・隱匿等等、あら

ゆる種類の避税手段を施すのは、いよいよ容易となる。さきに趙申喬の書簡をとおして見た武進縣の状況は、けっして特殊なものではなく、均田均役の法そのものに胚胎する構造的なものであったことは明らかである。

彭維新は、こうした問題をかかえる均田均役にかえて、「版圖清賦の法をおこなうべきこと」を雍正帝にたいし提案することになった。

彭維新の提案とその結果について述べるまえに、雍正三年（一七二五）、太倉州がもっとも早く版圖の法を実施したさいの知州溫而遜のことに觸れておく必要がある。溫而遜は、雍正二年四月に蘇州府の總捕同知として着任したが、この總捕同知のポストは、翌年太倉州が蘇州府の屬州から直隸州に格上げされると同時に裁撤され、その任にあった溫而遜は太倉州知州に就任し、上司の認可をうけて版圖徵糧の法をおこなったのである⁽⁸²⁾。その後、雍正四年二月には蘇州府知府に陞任し、さらに六年七月には湖廣岳常道として轉出していたのであるが、雍正帝の指示による江蘇省の積欠解消の取り組みがすすむうちに、前太倉知州の經歷を買われて、「清查江南太倉州錢糧」の特命を帯びて積欠解消に従事するため呼び戻されていた。この仕事がほぼ完了した雍正九年八月（一七三一）、溫而遜は雍正帝にむけて奏摺をしたため、前轍を踏まないためには、どう考えても「版圖を力行し、あわせて滾單を發行し、典賣・交易があれば、ただちに稟明して推收をおこない簿冊に登記する」に如くはないと力説し、「すでに版圖・滾單の規式をもって切實に具詳した」ことを明らかにしている⁽⁸³⁾。溫而遜の「具詳」は、巡撫尹繼善および彭維新にたいしてなされたに違いない。溫而遜の奏摺に先だって、彭維新も版圖清糧の法をおこなうべきだとする奏摺を書き送っているが、溫而遜が雍正三年に太倉州で坐圖完糧すなわち版圖の法を実施していたということを考え併せるならば、彭維新による版圖の法の奏請は、太倉州での實施例にもとづく溫而遜の具申に促されたことであつた可能性は大きいのである。

さて、彭維新に話をもどそう。その奏摺の第四項「版圖清賦の法をおこなうべき事」は、催科の法として「人に就いて

賦を問う」方法である順莊と、「地に就いて賦を問う」方法である版圖の二つがあるとす。

順莊については、あちこちの都・圖に所有地を分散させていても「的戸」すなわち眞實の所有戸を追跡し、「もともと數十から百の花戸名をつかっている者も、「併田をおこなって」納税通知書一通だけで數百畝から千畝の田土の賦税を納入させることができます」とその利點を評價している。⁽⁸⁵⁾

ついで版圖については、以下のように説明する。

版圖の法は、田畝の所在にもとづいて戸をたてさせます。この圖の田地はつねにこの圖に存在し、土地の賣買がなされても、所有者が轉居しても、所有名義人の姓名を書きかえるだけで、田畝の字號も地段も變わりません。つまり地を捕捉すれば人も捕捉できることになります。ただ、現在その田土を所有耕作している人にたいして田賦をもとめ、錢糧を催徴すればよいのであり、胥吏や圖甲の人役が欺隱の弊害をはびこらせようにも手段がありません。⁽⁸⁶⁾

ここまでは、順莊と版圖のいづれにも利點をみとめ、兩論を併記するかたちになっている。しかし、彭維新の力點が、版圖の法にあることは明白である。

順莊・版圖の兩者はともに催科の法であります。江蘇省の各州縣に就いて論じるならば、今後、版圖をおこなうべきです。また、版圖をおこなえば、そこに順莊を寓することができます。つまり、賦税の徴收を滾催によっておこなうには、順莊が便利であるのですが、弊害混亂を洗いだすには版圖が宜しいのです。⁽⁸⁷⁾

均田均役のもとで混亂の度を加速させてきた江蘇省の實態を考ふるならば、いきなり順莊方式を實現することの困難は明らかであった。こうした事情について彭維新は次のように述べる。

江蘇省の積弊は、大口納税者である大戸が、簿冊の中に眞實の姓名を書きだそうとしないことにあります。このため、かならず子戸・詭戸をことごとく眞實の戸に歸併し、住所と兩鄰を正確に記入して、はじめて人に就いて賦を問うこ

とができるのです。かりに歸併においてややも盡くさないところがあつたり、「業戸と書役らが」たがいに不正をおこなつたりすると、簿冊上には戸があるけれども、調査するとその人がいないということになり、滾單の法もゆきづまつてしまいます。⁸⁸

彭維新は直言を避けているけれども、五十年以上にわたって均田均役の法をおこないながら、まったく併田を實現することができず、冊簿上につかみ所のない子戸・詭戸・總戸が溢れるという江蘇省の現状に鑑みるならば、「子戸・詭戸をことごとく眞實の戸に歸併し、住所と兩鄰を正確に記入する」などということの不可能は、いわずして明らかなのである。積欠の調査の過程で洗いだされた滞納者については、子戸・詭戸を眞實の戸に歸併したけれども、滞納がなかつた戸については、調査がおよんでおらず、子戸・詭戸はもとのままであることを彭維新は認めている。さらに、これからのちも弊害が擴大する可能性を示唆している。

各都・圖の戸名はしばしば變りますし、別の州縣の人間に寄莊・寄戸として戸をたてさせて、本當の所有者が身を隠すこともできます。また、錢糧の徴收にかかわる圖甲の人役らも、口實をみつめて責任逃れをすることもできます。弊害のゆき着くところ、名義を偽つて詭戸を捏造したり、荒れ田・遺棄田・逃亡戸の賠累であると偽つたりすることは、勢として必ずそうなります。⁸⁹

これに對して、はじめから併田をあきらめ、「地に就いて賦を問う」ところの版圖の法では、かえつて確實な徴税が可能である。

ただ、現在の所有耕作者にもとづいて追究し、田土によって佃戸をさがしあて、佃戸から業主をさがしあてることにすれば、現在小作料を徴收しているのが誰であるかは、人がみな知つてのことですし、長年その土地を所有耕作しているのが誰であるかは、捜しだすのも容易です。このように、版圖の法は滞納を一掃するのに宜しいのです。⁹⁰

さすがに、陸世儀のように佃戸から賦税を徴収すればよいなどという大膽なことはいわなければいけません。佃戸たるもの、毎年田租を取り立てにくる地主あるいはその代理人がどこの誰であるか知らぬはずがない。個々の田土をおさえて、その納税義務者にたどりつくことは、併田にくらべてはるかに容易である。

また、均田均役のもとで課税の混乱をつくりだしていた五年ごとの編審_〓推收（本稿頁四〇四以下参照）についても、版圖の法に切りかえれば、田土の所有者_〓納税義務者の變更があつた時點で、「随時に推收をすればよく、五年ごとに「推收のための」開局の手間と費用をかける必要もなくなる⁽⁹¹⁾」。定期的な推收にさいし、圖・甲の再編をおこなわねばならない均田均役にくらべて、版圖の法の推收手續きの簡便さはいうまでもないが、順莊の法のもとでの推收に比べても、版圖の法のそれは簡便である。版圖冊ないしは坵領戸冊などとよばれる圖ごとの課税土地臺帳上で所有者名義の箇所を書きかえればよく、課税は一貫してその田土の所在する圖においてなされる。順莊の法では、課税土地臺帳の所有者名を書きかえるだけでなく、賣買された田土の課税を舊所有者の村莊から開除し、新所有者の村莊に新收するという手續きが必要となるからである。

順莊にあつては、「田土賣買にともない課税さが別の村莊へうつる」遷移をもつて推收となしますが、版圖では賣買をもつて推收となします。現今、田土の賣買にさいしては、契據に官印をおす規則を遵守していますが、官印の押捺のさいに、三〇五日のうちに契據を持參して推收過戸させればよく、はなはだ簡便です⁽⁹²⁾。

このように版圖の法の利點を力説する彭維新ではあるが、ただ、雍正帝の股肱の臣たる浙江總督李衛が推進する順莊・滾單方式を、無碍に否定することはできない。そこで、「版圖に順莊を寓する」などという妙論を登場させるのである。

田土は各圖に散在していても、所有耕作者からその所有者をわりだせば、花戸のあれこれの名前の下に、「これは某圖某甲に現住する人である」と、その住所・姓名を注記することができます。これによって人に就いて賦を問ひ、滾

催の法をおこなうことも不可能ではありません。いわゆる版圖に順莊を寓するの法とはこれです。⁽⁹⁾

李衛らの推進した順莊の法にあっては、均田均役とおなじく、まず併田をおこない、そのうえで居住する村莊ごとに滾催、すなわち滾單による順送り方式の納税催促をおこなうのであるが、彭維新流の「版圖に順莊を寓するの法」では、併田はおこなわない（ただし、圖の中に複数の田土を所有する場合には圖内に限定した併田をおこなうのであろう）。併田をしないのであるから、戸ごとにその縣内の所有地すべての賦税を一括請求し、一括納入させることはできない。この點で順莊とは明確に異なるのであるが、版圖の法によって圖ごとに立戸させ、その圖で課税するといっても、具體的な賦税の請求は、眞實の所有者にたどりつかなければ實現しないのは當然である。所有者からすれば、併田をしたわけでもなく、各圖に散在する所有地についてそれぞれ個別に請求がくるのであるが、結果としては所有地すべてについての賦税の請求が、「的戸」すなわち眞實の所有者にたどりつくことになる。つまり、結果としてはやはり歸併されたのと同じことになるわけである。このように「版圖に順莊を寓するの法」すなわち版圖順莊の法とは、版圖の法さえしっかりと實現すれば、結果として、順莊の法と同じように「的戸」が所有地すべての賦税を納入することになるといふものである。

彭維新の原議によるかぎり、版圖順莊の法とは、これまでいわれてきたような「版圖と順莊をあわせおこなう」とか「版圖の基礎のうえに順莊を實現する」などというものではない。そもそも、各圖ごとに立戸させる版圖の方式と、縣内の全所有地について併田をおこなう順莊の方式とは、絶對的に矛盾しているものであり、兩者をあわせおこなうなどということとはそもそもあり得ない。また、まず版圖、ついで順莊に進むことは可能であるが、併田をおこなうかぎりにおいて版圖の法を廢止し、順莊の法へ移行することになる。結果として課税は順莊の法にもとづいておこなわれるのであり、版圖順莊の法などという擬った名前をあたえる必要もない。版圖順莊の法とは、江蘇省においては實質的に實現が困難である順莊の法をおこなわなくても、版圖の法を確實に實現すれば、順莊の意圖するところ——その方法ではなく——は實現さ

れるのだという論理をそこに込めた命名なのである。彭維新の原議において、「版圖に順莊を寓するの法」とは、順莊推進派を刺激せずに、江蘇省において版圖の法を採用させるためのトリッキーな論理として呼びだされたにすぎないことは明白である。

この彭維新の苦心と辯論の眞意は、まず最初にこの奏摺を読んだ雍正帝にも正しく理解された。雍正帝は彭維新にたいし、「善後策にまで思い及ぶとは、朕の任用に負かぬものだ。〔善後策を講じてこそ〕今日の清查を完善なものとし、徒勞にして功名なきものに終わらせずにすむのである」と稱贊の言葉を與えながら、「本當の姓名を〔簿冊に〕書き込むことは、繁雜にして無益な仕事をふやすだけだ」という忠告を與えている。⁹⁴ 圖ごとに立てられる納稅戸の名義は、本名でなくともかまわないし、眞實の姓名を調べあげて書きつけることが無益であるといひ放ってしまうのであるから、そもそも併田や順莊編里などは雍正帝の眼中になかったのである。眞實の姓名がわかっていなくても、定額の賦稅さえ集まればよいという現實感覺は、徵稅の責務をおう州縣官をはじめとする地方の官僚には本音として共有されていたであろうが、公の場でいいたてうるものではない。天子にしてはじめて吐きうる大膽な言葉である。この硃批をえて、彭維新は俺の狙いどおりだ、とほくそえんだに違いない。官府が、納稅戸の眞實の姓名・住所を把握していなくともよいという事は、公式の上諭のなかで明示されることはあり得ない。ほんらい私的な書信たる奏摺にたいする硃批の中であるからこそ、雍正帝もこうした本音の言葉を吐いたわけである。しかし、私的な發言であろうと、天子自らがこのような見解を述べたという事實は、これ以後の江蘇省の當局者たちに、ひとつの指針を與えることになったはずである。

d 版圖か順莊か

雍正帝は、彭維新の奏摺にたいする硃批の末尾で、「〔江蘇巡撫〕尹繼善および〔浙江總督〕李衛とともに詳細に商議

し、屬員中の識見があり民情土俗に熟悉した歴練の人員に諮問し、おだやかに研究して、すえ永くおこなって國計民生にふたつながら利益のある適切な方法を定めて、詳細に奏聞せよ」と述べて、慎重を期すべき事を指示した。⁽⁹⁵⁾ また、朝廷内
部においても、草率に決定をくだすことなく、翌雍正十年（一七三二）には、鄂爾泰・張廷玉・蔣廷錫の三人の大學士に命じて彭維新、尹繼善、李衛の提案を審議させたのである。これは、清朝にとって最重要の財政資源たる江蘇省の賦税問題であるので慎重にことを運んだということもあつたであろうが、より重要なことは、版圖の法を主張する彭維新・尹繼善と、順莊の法を主張する李衛の議論が對立しており、大學士らにその調停をはからせるといふ意圖によるものである。
審議の對象となつた議論のうち、彭維新のものはすでにここで検討した奏摺の内容である。尹繼善と李衛の議論は殊批奏摺のなかにはみあたらず、三大學士の會議の概要をつたえる資料のなかにその梗概を窺うのみである。⁽⁹⁶⁾ 尹繼善の議論は、ほぼ彭維新のそれとおなじい。江蘇省の均田均役の法にもとづく「均圖推收」にあつては、納税戸の住所を問わず、田土の所在場所も問わないため、圖・甲が虚幌まぼろしのものとなつており、官吏は「實徵戸冊」だけを催科の基準とし、版圖・魚鱗・順號などの簿冊を度外視しているために、胥吏らがごまかしをし田畝が混亂しているのだといふ現状をのべたうえで、次のように主張した。

今、もしもつばら順莊をおこなえば、現在の「實徵戸冊」にもとづいて戸名を歸併するに過ぎず、たとえある村莊に確かにその戸があり、その戸に確かにその人がいたとしても、戸内の賦税がどこの田土に課せられたものか、田土はどの圖にあるのか、知ることはできません。歸併した田土が一概に本當の田土であるのか保證の限りではありません。⁽⁹⁷⁾ 田土が本當のものでなければ、賦税も本當のものでなく、戸名と村莊もみなうつつ幻だといふことになります。
江蘇省の現實を知る巡撫として、課税對象たる具體的な田土とその所有者の結びつきが把握されていない現状のもとで、戸ごとの田土の歸併をおこない順莊を實施しようとしても、まったく無意味であるといふのが尹繼善の見解であつ

た。江蘇省で將來にわたる課税の適正化をめざすならば、「まず版圖をおこなわなければ、斷斷乎として不可」である。ただし、尹繼善は、版圖の法では地片も納税戸もいさじるしく分散するという不便があるので、李衛の主張する順莊による賦税の催徴に近づくべきであるとの折衷案を提示している。その方法は、「まず一圖のなかで眞實の戸名に〔所有地を〕歸併し、各圖の眞實の戸名を一人の名義のもとに歸併する」というものである⁹⁸。この作業は一度で片づくものではなく、毎年の田土賣買などによる課税の變動に對應せねばならないが、尹繼善は「版圖順號冊」すなわち地番順の土地臺帳の所有者名義と住所を書きかえ、毎年末にこれを各圖の「管冊」の人役より官に提出させればすむという。すると、毎年の的戸への歸併は官の側でおこなうことになるが、この作業は尹繼善がいうほど容易ではないはずである。理屈としては、版圖の法から順莊の法へ歩を進めることができるというのは確かである。しかし、尹繼善がかならず順莊へ移行すべきであるし、それが可能だと本心から考えていたとは思えない。

一方、李衛は、彭維新のいう版圖の法では、「各戸が四散して居住し、城市・鄉村のどこに住んでいるのかも知ることができず、趙甲とか錢乙とかいう戸名も誰であるのか分からないことになり、滾催と齟齬することになり、併戸が困難になるばかりか、的名も不眞實なものになる」との懸念を表明した。あくまでも順莊を採るべきだというのが李衛の主張である⁹⁹。こうした李衛の主張にたいし彭維新はつぎのように反論した。

江南では定額の賦税からしてすでに混亂しており、浙江とは事情が異なります。今吳江・震澤などの縣で「版圖の法を」實行し効果をあげています。現在のところ、まず先に版圖をおこなうべきです。版圖をおこなった場所で、田賦の根底が明確になったならば、順莊をおこなうべきか否か、州縣ごとに事情の宜しきにしたがい、おのおのその便宜にゆだねるべきです¹⁰⁰。

今すぐに順莊をおこなうことが不可能であるのはもちろん、版圖の法を實現した上で、すべての州縣に順莊への移行を

求めることも不可能であり、それは各州縣の判断にゆだねるべきだというのが、透徹した現實主義者たる彭維新の主張であった。

こうした三人の見解にたいし、鄂爾泰・張廷玉・蔣廷錫の三大學士は、どのような判断をくだしたか。まず、江蘇省では胥吏の舞弊によって、魚鱗・順號などの臺帳が私藏隱匿されるなどして満足にそろっておらず、現存の臺帳も差しかえられたり改竄されたりして確實なものではなく、賦税の定額も明確でないという現状のもとで、もっぱら順莊だけをおこなっても課税にまったく根據がないことになるとの主張を大學士らは支持した。そうして、「彭維新・尹繼善の議するところの如く、まず版圖をおこなない、ついで順莊をおこなえば、田土と畝數は明確となり、催税も容易になるであろう」との判断を下したのである。⁽¹⁰⁾ 結局、版圖の法をまずおこなうべきことだけは明確に指示されたわけであるが、そのうえで、一律に順莊に進むべきであるというのか、あるいは彭維新のように順莊に進むべきか否かは一律に決めることができないので、州縣の判断で順莊にしてもよいし、しなくてもよいというのか、という点については曖昧さを残すものとなった。しかも、大學士らは、版圖の法・順莊の法にむかって作業をするなかで、胥吏らのごまかしに眼が届かなければ、「田賦を清理することができないのみならず、均田均役の法にも差し障りが生じる」などとトンチンカンなことをつけ加えている。⁽¹¹⁾ 版圖の法は、併田をおこなわない點と、人戸による圖甲の編成を放棄する點で、そもそも均田均役とは相容れないものであるし、順莊の法でも、併田をおこなうことにおいては均田均役と共通するが、各圖各甲の田土額を均等にすることを放棄しなければ順莊にはならないのである。版圖にしる、順莊にしる、均田均役の方法とは相容れないことは自明の理なのである。大學士らにこのような基本的な理解すらないのであれば、⁽¹²⁾ 指示を受けた側では、細かい點は現場で決めざるを得ないというように理解したであろう。

こうして江蘇省において均田均役の法から、版圖順莊の法への移行が正式におこなわれることになった。雍正十年閏五

月十五日には、尹繼善が、現在版圖順莊を實施しつつあるので、「效力人員」(革職處分を受けながら贖罪のための效勞を許された官僚)を用いたい旨上奏している。⁽¹⁰⁾ 廷臣會議の決定をうけて、版圖順莊の法の名のもとに、まずは版圖の實現を目指すとりくみがただちに開始されたことは確かである。

e 陳大受の上奏

さて、このようにして江蘇省では版圖の法が通制たるの地位を獲得したのであるが、そこから順莊の法へ歩をすすめた州縣はあったのであろうか。地方志などに、版圖順莊の法へ移行したとの記載があっても、それが果たして彭維新流の「版圖に順莊を寓するの法」であるのか、いったん版圖の法を實現し、そのうえで順莊の法へ移行したものであるのか、その内實を窺うことは容易でない。この點については、今後さらに研究を深める必要がある。ここでは、太倉州鎮洋縣についての資料を紹介するにとどめよう。

先に紹介した鎮洋知縣金鴻の「徭役總論」は、それが執筆された乾隆十年(一七四五)前後の、版圖の法のもとにおける徭役の徵收について論じている。版圖の法を實施すると、ある人は、版圖は分散立戸であり、治水などの大規模な徭役の出夫に妨げがあるだろうという議論をしたが、近頃、つまり乾隆十年前後に七浦・劉河の開浚という大工事をおこなったさいには、「業食佃力」の方式でうまくおこなうことができた。金鴻は「版圖をおこなっても徭役を均平にできる」という。⁽¹⁰⁾ 版圖の法が、「分散立戸」であるとされている點に注意されたい。鎮洋縣では、併田をとまなり順莊とは明確に異なる「分散立戸」にもとづく版圖の法が、乾隆十年の時點で實現しており、順莊の法への移行はおこなわれていなかったことは明らかである。

本稿の第一節で明らかにしたように、十九世紀の前半、江蘇省では武進縣・陽湖縣を例外としてすべて版圖の法にもと

づく課税をおこなっていたということからすれば、江蘇省の版圖順莊の法の内實は、版圖の法そのものであるか、あるいは順莊を試みたがうまくゆかず版圖の法にもどったか、順莊の法の外形をとりながら内實は版圖の法と大差なかったか、いずれかであろうと推測される。

江蘇巡撫陳大受が乾隆七年（一七四二）に上呈した「爲謹陳力行版圖順莊法以垂永久事疏」⁽¹⁰⁶⁾には次のように見えている。

さきに版圖順莊を舉行しましたが、議論は煩雜であり、簿冊類も大量でありました。造られた「坵領戸」「戸領坵」

「版圖」「實徵」「順莊」などの簿冊は、多くの紙筆と人手を費やし、しかも、年年造りかえねばならないものもあります。多くの人が足踏みをして、實行の引き延ばしをしたり、無理をして命令を實行し、騒ぎを引き起こすこともありました。⁽¹⁰⁷⁾

さきに述べたように「雍正十年（一七三二）に、内廷で討議のうえ、版圖順莊の法を舉行し、田・糧の清理をすることとなった」のであるが、乾隆六年（一七四一）、陳大受が江蘇省に着任すると、治下の州縣では、均田均役と版圖順莊のあいだで態度が定まらず、上からの指示で造った簿冊も實用に供されていない。また、「舊日の里胥積蠹がさきには均田推收を自らの貪婪を満たすための手段としていた。ここで、改めて版圖にすれば、權柄を操縦する由もなくなり、私的な科派を實現することもできなくなる。そこで、手を盡くして妨害し、輿論をあおって舊來のやり方に戻ることを願っている」⁽¹⁰⁸⁾という状態であった。

こうした状況のなかで、陳大受は、版圖法を實現するための、より簡便な方法を提起している。

まず、現行の實徵冊を基礎として、冊上に記載されている納税戸ごとに、申告書（供單）を各戸配布します。納税戸自身によって、所有田土の坐落土名・坵段號數・四至鄰田と、その戸の本名（的名）・住所をきちんと「供單に」書きださせ、縣署に返させます。縣署では、それを實徵冊に書きこみます。書きこみ作業が終わったならば、田土の坐

落を鍵として「一地域内に」並んでいる田土を抽出し、それを圖甲に編成するにさいしては、原額「奏銷冊上の縣全體の原額」の田數に合致するように「地目、科則などを、各圖に」按分します。¹⁰⁹

この第一年目の作業は、納稅戸の自己申告によって、各地片の基礎的データを得ることから始まる。清丈や履畝といった實地檢分をやらないことによって、經費と時間を省き、抵抗を減らすことを目論んでいるわけである。當然、魚鱗冊は造られないし、既存のそれを利用する必要もない。ついで、圖の編成である。まず、上記のデータを坐落土名に着目して並べかえて、地理的な區畫割りをする。地片には、地目の種別や稅率（科則）の相違があるので、圖を編成するさいには、個々の地片にそれらを當てはめねばならない。しかし、ここでも、田土の等級を檢分して決定するのではなく、「原額の田數に照らして均裝する」。つまり、奏銷冊・賦役全書などには、地目ごと、科則ごとの田土の小計とその總計などの原額が記載されているが、圖に編成された地片一つ一つに地目・科則をわりあてた結果、その地目ごとの縣内總數、科則ごとの縣内總數が、奏銷冊・賦役全書のそれと一致するように按分するのである。現實の各地片の評価・等級と合致することよりも、臺帳相互の數字の整合性が優先する。

二年目の作業は、前年の圖の編成にもつづいて「版圖實徵冊」を作成します。以後、田土の賣買があっても、この「版圖實徵冊」の戸名を書きかえるだけで、田土を別の甲に紛れこませることは認めません。さらに、納稅戸（花戸）の申告した住所にもつづいて、「居住する」城・市鎮・村莊をはっきりさせて、「順莊滾冊」を作成し、賦稅催徴の便宜をはかります。¹¹⁰

この部分は、先に紹介した尹繼善の議論の引き寫しであるが、陳大受は、このようにして造られた「順莊滾冊」に基づいて、滾冊による近鄰組織ごとの催徴をするのか否かという點は論じていない。田土・稅糧の原額の確保が、主たる關心事であり、具體的にどのように取りたてるかは、次要の問題なのであろう。「田土の買賣推收や、納稅戸の住所移轉に際

しては、隨時に届けださせ、この原議にもとづいて處理させれば、州縣が毎年造る實徵冊も、これにもとづいて清理調整することが出来ます。仕事は煩雜でなく、す速くおこなえます⁽¹²⁾と自畫自贊するが、簿冊上において課税對象田土が固定化され、納税戸が把握されており、かつ縣の原額とも一致させるための、もっとも簡便な方法がこの章程であることは間違いない⁽¹³⁾。合理化、省力化もここまでゆけば、見事なものである。こうして「帳簿上の現實」⁽¹³⁾が構築される。版圖法とは、こうした「帳簿上の現實」を安定させるための方式であり、版圖順莊法とはいうものの、順莊冊の作成や、順莊にもとづいた具體的な催徴方式は、附録の如きものにすぎない。十九世紀中葉まで、順莊を實現しているのは、武進・陽湖の二縣のみであり、これ以外の州縣ではすべて版圖の法であるという江南地方においては、少なくとも、そうであった。

五 請け負い徴税と版圖の法

このように順莊と切り離された版圖の法のみがおこなわれるという現實は、どのような条件や環境によって支えられていたのだろうか。「催科に便」なる順莊―義圖を敢えて採らず、まっとうにいけば、はるかに手聞のかかりそうな版圖の法が選擇されているという事態は、それを支える徴税組織について、洞察の糸口をあたえるものであろう。

同治六年（一八六七）、江蘇布政使丁日昌にたいし、蘇州府などから上呈された章程案（注14）には、「如一戸而有數圖田地者、各歸各圖併歸的戸、版串既可減省、戸名亦易稽查」と見える。この一文の直前には、一つの所有戸が、一圖の中に數十もの戸を立てるといふ例もあるのは問題であるので、的戸に歸併するという原則が示されている。したがって、「各歸各圖併歸的戸」とは、複數の圖に田土を所有する戸は、一圖ごとに一戸の的戸をたてるという意味であり、その的戸が居住する圖に、納税義務を歸併するという意味ではない。つまり、納税通知書たる由票・易知由單および納税證明た

る串票・版串・執照なども、同一戸が一圖内に複數の戸をたてている場合には、的戸に歸併することで發行數を減少させることができる。しかし、版圖法では、一つの戸が複數の圖に田土を所有すれば、圖ごとに立戸するのであるから、發行される由單や版串の枚數は、現實の所有戸の總數をはるかに凌駕することになる。版圖の法は、このような課稅事務の増大をもたらす。大縣では軽く十萬枚を越える由單・版串のフォームを印刷し、必要事項の記入や點檢、押印をせねばならない。

また、版圖の法における圖は、郷・都・圖と階層化された地理的な區畫として存在する。明確な境界によって區切られた圖のなかの田土は、字號をあたえられ、各字號の土地とその面積・科則・稅額はしっかりと結びつけられる。したがって、あらたな課稅土地が「陞課」の手續きによって増加されたり、水没などによる耕作不能が認定されて田土額からの開除がおこなわれたりしない限り、圖全體の田土額・稅額も一定數量を維持することになる。雍正十年（一七三二）に巡撫尹繼善が版圖の法の採用により「以後は地・糧を推收する必要がなくなる」と説明したのも、このように地理的境界をもつ徵稅區畫たる圖が、いったん魚鱗冊・版圖田號冊、細號冊・坵領戶冊などによって確定されると、圖を再編成するという意味における編審¹⁵推收の必要がなくなるという事實にもとづく。このように圖は固定するのであるが、賦稅の請求先であるべき所有戸は、圖の簿冊の上でこそ、その圖の田土の所有者として「立戸」されているけれども、現實にはあちこちに散在しているのであり、圖内田土の所有戸を、圖・甲・莊などとして編成することは不可能である。陸世儀の主張したように、佃戸から徵稅し、佃戸は納稅證明をもって地主にたいし清算させるといふ合理的な方法は、少なくとも公式の制度としては採用されなかった——議論の對象とすらなっていない——のであるから、簿冊上に立戸された、かならずしも眞實の戸名ではない納稅戸の一つ一つについて、その土地を所有し收益を得ている現實の人間との結びつきを把握しておかなければ、賦稅の請求は不可能となる。簿冊上の戸名と現實の所有者との結びつきは、縣全體では數十萬を數える

はずであり、しかもこれは年々變動するわけである。

版圖の法は、このような特質をもつが故に、毎年の課税のたびごとに膨大な事務處理を強いるものである。胥吏の數にも限りのある州縣の衙門においてこれを處理することは、まったく不可能だと斷言してよい。にもかかわらず、江南五府州では、版圖法がおこなわれ、「催科に使である」つまり賦税徵收のための省力化を實現できるはずの順莊—義圖方式は支持されないのが現實であった。このように不可能事が現實には可能となっていたという逆説は、膨大な事務量という負荷をうまく吸収する装置が、州縣の衙門と納税戸とのあいだに介入することによってのみ、成りたつてであろう。

また、版圖の法では、所有者がどのように變動しようと、圖の田土額はつねに確保される。これは、各圖の徵收すべき税額も固定化することを意味する。圖の徵税權が物權化し、經造や冊書、糧房などの請け負い人のあいだで賣買されるばあい、その權利を買った圖の税額が、田土賣買によって減ることは好ましくない。順莊法のように、名寄せによって現實の戸の所有田土を併合し、その税額を居住する圖で一括納付するシステムでは、圖（居住地編成である點で版圖とは異なる）や村莊の税額總量が、賣買の方向いかんによっては、どんどん減っていくこともありうる。版圖の法であれば、このような不都合は生じない（均田均役法においても同一の利點があることに注目されたい）。圖の徵税權の物權化と版圖の法による圖の税額の固定化とは、相互に促進的な關係にあるといつてよい。

ここで想起されるのが、雍正初年の分縣にともなつて版圖の法を採用した縣において、「散排年爲版圖、設立圖書」⁽¹⁷⁾（崑山・新陽縣）などの例のごとく、版圖の法への移行にともない、あらたな人役を設定したという記載である。この「圖書」とは圖の冊書、すなわち圖ごとの課税關係の簿冊を掌握し、課税事務の中核をなう人役のことであろう。版圖の法を吳江縣で實施した知縣徐永祐は、均田均役法からの切りかえにさいして、「傳催を禁革して、版圖經造を僉點し、田地は悉く本圖において税糧を辦納させた。經造は冊を造り、ならびに單を發行し、抗欠する者を摘比した」とある。⁽¹⁸⁾ 吳

江縣の版圖經造なる人役は、圖の造冊・造單を請け負うばかりか、未納者・滯納者にたいする點檢と呼びだし（摘比）までおこなうのであるから、圖の定額賦税の徴收についても、その業務を請け負っていたことになる。

吳江縣では均田均役の時期においても、

〔里長・排年が禁革されると〕圖ごとに傳催を設け、縣城内では〔官府での〕比較に出頭し、郷村では催税・徴收をつかさどらせた。やがて弊害が生じ、おのおのいくばくかの頂首銀をだして、圖・甲の權利を買い、納税戸から畝あたり銀六、七分から三、四分を私收し、これを役銀と稱していた。¹¹⁹⁾

とあり、圖・甲ごとの徴税の業務を傳催が請け負い、傳催はこれを權利として賣買していたという。版圖の法への移行にともない、圖の性格は一變したのであるが、こうした圖ごとの徴税業務の請け負いという形態は繼承され、版圖經造があらたな呼稱として採用されたわけである。特殊な技能を要する業務であるので、請け負い人はおなじような顔ぶれで、看板だけが變わったというのが實状であつたらう。ただし、版圖經造にあつては、圖ごとの造冊・造單の業務まで管掌したといわれていることは注目にあたいる。崑山・新陽兩縣の圖書も、吳江縣の經造とほぼ同類であつたとみて間違ひあるまい。乾隆『常昭合志』卷四郷都にも、「自禁革區書、近又設每圖經造、管推收・地糧冊籍¹²⁰⁾」と見えており、圖ごとの經造が、版圖の法が定着したであろう乾隆年間から設けられていたことを知ることができる。この資料に見えるように、圖ごとの簿冊をつかさどるといふことは、田土の賣買や相續・分割にともなう推收——この場合は名義の書きかえの意味——も、經造なる請け負い人のとり仕切るところとなつたわけである。武進・陽湖縣においても、人役の名稱こそ違ふけれども、その仕組みはまったく同じである。¹²¹⁾

なお、蘇州府吳縣においては、經造なる人役はすでに康熙年間にあられており、「凡そ圖中の錢糧と公務は、もっぱら經造が司り、糧戸とは關係がなかつた¹²²⁾」というように、圖を單位として賦税と徭役の一切を請け負い、官府からみれ

ば、賦税も徭役も、圖の經造がまかかっており、糧戸を直接に把握する必要がなかったのである。こうした請け負いのありかたは、坐圖完糧の時期から均田均役をへて版圖の法の時代にひきつがれることとなった。たんに納税を代行する單純な包攬行爲ではなく、課税關係の簿冊の作成、所有名義者變更届けの受けつけ、隨時の簿冊更新、毎年の田土ごとの賦税請求先と請求額の確定、納税通知書の發行・送達、未納・完納の點檢と未納者の呼びだしなど、ほんらい官府でおこなわれるべき課税業務の中核部分を、營利事業としてまるまる請け負う大規模な機構的包攬は、坐圖完糧・均田均役・版圖の法のもとで成長した。

こうした縣規模における徵收機構の組織化は、明清交代期にその萌芽を見たようである。蘇州府吳江縣では、明朝最末年に、私的な税糧納入代行業者であった歇家が、官府から公認された「保戸」として税糧徵收を請け負うようになり、管轄範圍たる圖の税額の多寡によって價格がたてられ、いったん公認された後には、その業務は私的に賣買されるようになった¹²³という。順治十四年（一六五七）、江蘇巡撫張中元の「禁革首名糧長并縣歇倉歇蠹役」の記事に對する康熙『蘇州府志』の編者按語のなかに、「然猶更縣歇爲保戸・圖識、更倉歇爲幫催・看倉」と見え、こうした歇家に由來する機構が、なお成長を續けていたことが窺える。江蘇省における經造や冊書、糧房などの類は、その名稱や由來はともあれ、遂行する業務の基盤や形態を、明清交代期の縣歇、倉歇、保戸などから繼承していると見ることができよう。

舊來の里甲・排年や圩甲という徵收役は、現實には専門家によって請け負われていたとしても、なお、里や圩・甲といった里甲制に由來する組織に立脚するものであった。いわば、里や甲といった組織が、官府からの公課請求にたいして、組織として對處するという原理の殘光というべきものを引きずっているわけである。一方、版圖の法における圖は、非人格的な田土額と税糧額の單位に過ぎない。圖、あるいは複數の圖を責任範圍とする經造や冊書、糧房などは、たんに投資の對象としてこうした圖——モノとしてはその圖の簿冊——を買い、圖内に土地を所有する戸を個別に追跡して、賦税額

を充足する。ここには、もはや納税戸の側のいかなる組織や編成も介在しない。こうした版圖の法における徵税は、州縣規模で統合されたな外部的請け負い機構によって統括された。それは、自封投權という法的原則の根の上にそびえ立つ、一種の變異態であると見るべきであろう。

誤解のないように附言しておきたいが、私は、版圖の法のもとのみ、こうした大規模な課税・徵税請け負い機構が發達すると主張しているのではない。根本的には、推收および造冊という課税の對象を確定するための作業について、村落や坊廂にむすびついた各圖（里）が、その構成戸についての推收・造冊、さらには徵税まで責任をもつという里甲制的な形態から、州縣全體を範圍とする廣域的な推收・造冊の作業が求められるような形態に轉化したということこそ、根本的な要因を求めべきだと考えている。たしかに、均田均役や順莊にあっては、徵税こそ圖・甲あるいは村莊を單位とすることが可能であるが、いずれの場合にも必要となる併田の作業は、縣全體の賣買された田土や移動した所有戸を對象とするものであり、個々の圖の里役による個別作業の積み重ねによって實現するという態のものではない。⁽²⁵⁾ 武進縣における康熙三三年（一六九四）の均田均役の法のもとにおける推收が縣城内におかれた局によって集中的に處理され、なおかつ三年の月日を要したということをもう一度想起されたい。その實施や經費のための資源を圖甲のなかに求めえなれれば、州縣の官府においてこれを一括して引き受けねばならないはずであるが、官府にはそのような人員も財政的な手當もないのである。公式の財政からほとんど支出をすることなく、また人員も用意せずに、これを實現する方法は、課税事務を、また場合によっては徵税をも含めて、經造、冊書、糧房、科書、莊書、圖書などという様々な名稱をおびることになる。請け負い人の集團に委ねるしかないのである。こうして課税事務の取り扱いの權利や徵税の權利は、請け負いの對象として物權化するのであるが、こうした物權化にとって、圖ごとの田土額・税額に變動の生じない版圖の法が、もっとも適合的であったということを主張したいのである。蘇州府・松江府においては、すでに清初期より、版圖と内實を同じくする

坐圖完糧がおこなわれていたことを考え併せるならば、それが、課税・徵稅過程の物權化という變化に相即して現れた現象であったという想定は、十分な合理性をもつであろう。

いったん、課稅事務から徵稅、滯納者の摘發までおこなう機構が、州縣の官府の徵稅業務をまると請け負うような體制ができてしまえば、坐圖完糧、均田均役、版圖、順莊であれ、また他の方式であれ、こうした請け負い機構が現實にどのような簿冊にもとづいて業務を遂行していかまわらないわけである。乾隆期以降の江蘇省であれば、版圖の方式に準據した「坵領戸冊」、順莊の方式に準據した「戸領坵冊」のいずれか、あるいはその兩方を造っておき、さらに毎年の「實徵冊」を請け負い人から官府に提出させておけばよい。これらの簿冊が、「帳簿上の現實」に合致していれば、そこに書かれた戸名や、個々の戸からの徵稅額などが、現實から乖離していてもよいし、また、現實の徵稅も、縣下全體の數量が要求額に達していればよいのであって、これを實現するための具體的方法は、請け負い機構に任せておけばよい。雍正帝が、臺帳に眞實の戸名や住所を書きだす必要はないとの硃批を與えたのも、また、雍正十年の内廷會議が、版圖でも順莊でもよいとされるような結論を下したのも、こうした課稅徵稅業務の内奥を知っていたことによるのであろう。

「包攬」が、清初より各地でひろく見られたことについては、西村元照氏や山本英史氏の研究が明らかにしたとおりである。¹²⁶ また、それが、紳衿など納稅戸のなかの有力者による納稅の請け負いから、胥吏・衙役らによる徵稅請け負いまで、さまざまな形態をとっていたことも明らかにされている。こうした種々の請け負いの形態が、どのような方向へ發展していったのかという問題を考えるうえで、膨大な課稅事務の遂行を要求する版圖の法が、現實にいかなる仕組みのもとで實現されていたのかという問題を考えることは、きわめて有用である。「包攬」による田賦徵收のしくみが、清代を通じて大規模な組織化の方向へと發展していったであろうこと、また、おそらくはその頂點に位置するのが、一九三〇年代の實態調査において觀察された徵稅機構の姿であったことが豫想されるのである。¹²⁷

注

- (1) 粟林宣夫『里甲制の研究』文理書院 一九七一年、三三九頁。これよりやく清水盛光氏が「請行版圖順莊之法疏」と題する陳大受の上奏(乾隆七年)を引用しているが、「版圖順莊」の内容には觸れていない。『中國鄉村社會論』岩波書店 一九五一年、頁八二。
- (2) 川勝守『中國封建國家の支配構造』東京大學出版會 一九八〇年、頁六一七。
- (3) 山本英史「均田均役より順莊法に至る一過程——清初における吳江・震澤兩縣の場合——」『山口大學文學會志』第三卷(一九八一年)。山本氏は、これを光緒『江陰縣志』の記述を根據として、雍正十一年のこととする。
- (4) 羅侖主編、范金民・夏維中著『蘇州地區社會經濟史(明清卷)』南京大學出版社 一九九三年、頁三七三—三七四。范・夏氏が用いる「順莊版圖」なる術語の根據は明らかではないが、この語は諸史料には見えないので、「版圖順莊法」とするのが適當であろう。
- (6) 何平「論清代賦稅徵收工具及其變遷」『清史研究』一九九八年第一期。
- (7) 清水盛光氏が『皇清奏議』卷三八所收のテキストによって紹介したほか(注(1)参照)、川勝守氏が『陳文肅公遺集』によって引用している(川勝前掲書、頁六〇三以下)。
- (8) 丁日昌による同治清糧については、高嶋航「魚鱗冊をめぐる虚構と現實——同治清糧と蘇州府太湖廳の魚鱗冊」(近刊)が、緻密な分析を加えている。丁日昌による同治清糧を論じた先驅的な研究として、Jonathan K. Ocko, *Bureaucratic Reform in Provincial China: Ting Jih-chang in Restoration Kiangsu, 1867-1870*, Harvard University Press Cambridge 1983 があつる。
- (9) 丁日昌「通飭核議版圖順莊能否並行由」『藩吳公牘』卷二、頁三b—五a。なお『藩吳公牘』には、文書の年月日は記されていない。丁日昌の江蘇布政使在任は、同治六年二月—十二月であるので、收録文書
- はいずれも同治六年(一八六七)のものである。
- 此古法也、便於催科、然江蘇各屬、獨武陽兩邑辦理順莊、最爲盡善。因之兼辦義圖、每圖分作十甲、按甲催糧、輸年承值、歷來年清年款、曾奉札飭各縣仿照武陽辦法舉行義圖。然各邑地方情形有不同者、紳士有願有不願者、亦不能相提並論。常府屬或有仿行之處、而蘇松則盡是版圖、故民欠較多、反有指順莊爲非宜、義圖爲不便者。
- (10) 武進縣の義圖については、萬國鼎・莊強華・吳永銘「江蘇武進南通田賦調查報告」原刊 一九三四年、傳記文學出版社影印本(民國史料叢刊第十四種)一九七一年、頁六九以下に詳しい。また森田明「清代の「議圖」制とその背景」『社會經濟史學』第四二卷第二號(一九七六年)、「清代「議圖」制再考」『東洋學報』第六二卷第三・四號(一九八一年)を参照のこと。
- (11) 丁日昌「通飭核議版圖順莊能否並行由」に引く蕪縣の稟文(『藩吳公牘』卷二、頁四a)。
- 卑職鄙見義圖之能辦與否姑置勿論、而版圖爲百世不易之本、順莊爲一時權變之宜、二者相爲表裏、不應偏廢。若不辦順莊、一戶有田百畝、坐落數十圖、則版串有數十張、一經順莊、則數十百畝之田、歸入一圖完糧、則版串僅止一張、簡而易明、故便於催科也。
- (12) 同前書、頁四b。
- 本司溯查舊制、賦役之法原有二冊、以人戶爲母、以田爲子、用之以定徭役征賦稅者、則曰黃冊。以田爲母、以人戶爲子、用之爲分號數稽四至者、則曰魚鱗冊。嗣因法久玩生、弊端百出、於是各持議論、隨時變更。然魚鱗一冊、至今不廢、可見立法周妥、歷久難移。今坵領戶之法、以田爲母、以人戶爲子、所謂版圖即由魚鱗冊變化而出。如戶領坵則人戶爲母、以田爲子、便於催科。今之所謂順莊、即古人黃冊之遺意。第自用黃冊、則推收田數易以混淆、諸弊難察。前人乃有廢黃冊而專用魚鱗之議、今之廢順莊而用版圖、猶此意也。
- (13) 同前書、頁四a。

卑縣現在清釐戶糧、已飭令各圖先造坵領戶冊送縣存案。俟造齊之後、按籍而稽、順莊易得。既無須假手於紳、亦不必煩民之力。

- (14) 丁日昌「通飭辦賦章程由」に引く「蘇省各屬田糧辦賦章程(案)」の第三條(『藩臬公牘』卷十二、頁六b)。

一、業主共立的戶、不准分立戶名、以杜詭寄飛瀆也。

查蘇屬各業戶往往田在一圖之內、而分立數十戶、則十圖即可立數百戶。每年造串、按照逐號逐戶分造、不特串數過繁、難保非日久隱混抗欠地步。應即按圖按墟確查、凡墟圖內同姓移(異?)名田畝、如實係一戶、概行併歸的戶承糧、不許多立戶名。某有原立堂名・某記・某書屋等字樣、均須註明的戶某人。如一戶而有數圖田地者、各歸各圖併歸的戶。版串既可減省、戶名亦易稽查、飛瀆詭寄諸弊、可期不禁而自絕。

この章程案は、蘇州の知府・候補知府・賦役全書局の局員、吳縣・長洲・元和の三知縣らが、布政使に上申したもの。なおこの章程が、「同治六年布政司丁詳定辦賦章程」として實施されたことは、光緒『吳江縣續志』卷十賦役三賦額、頁二四b―二五a。

- (15) 一州縣の地片數については、近刊の拙稿「武進縣における圖正と糧房」で論じた。

- (16) 丁日昌「札飭查清田額順圖完賦由」『撫臬公牘』卷十二、頁一b。

據江西丁憂補用知府王守稟稱、……惟此時亟應順村編造圖甲、以符舊制。凡甲圖買乙圖之田、仍在乙圖完糧、只推收戶名、不准過割圖分。從前富民多提歸己圖自納、便於勾結吏胥、而捏熟爲災、挪新掩舊、飛瀆詭寄之弊、由此而生。圖甲既編、不使田與圖離、按圖求賦、自可不勞而理等情。據此。

- (17) 原文は注(12)を参照。なお丁日昌のいう「先人」が、明末に「坐圖還糧の法」を提唱した陸世儀を指していることは、本稿の第三節において明らかにするであろう。

- (18) 濱島敦俊『明代江南農村社會の研究』東京大學出版會 一九八二年、頁四〇四〜四〇五。莫大勳の嘉善知縣在任は康熙八年〜十四年(康

熙『嘉善縣志』卷六官師志 職官表 縣職、頁一六a b)、その八條からなる條議は「清賦平役新書」なる書物に掲載されたが、同書は散佚したようであり、今日見ることではできない。嘉慶『嘉善縣志』卷八食貨志上土田 推收の項に採録されたテキストによって知られている(頁七一a〜七三a)。また、康熙『浙江通志』卷十四徭役の「附均里均甲始末」は、この莫大勳の條議の節略を載せるが、それにたいする布政使袁一相の批文や、その後の動向も記載されているので有用である(頁一〇四b〜一〇七b)。

- (19)

松江府では「令其自造收田冊內、逐一註明原坐圖・圩號・鄉則・佃戶姓名。仍對准圖書所造各坐圖冊籍、核准銷除」という自己申告にもとづく田土の彙收がおこなわれた。嘉興府嘉善縣の知縣莫大勳の條議(康熙十年)が示す各圖で圖内田土一筆ごとのカードを作り、それを所有者の居住する圖におくって名寄せをするという方式とは異なっている事に注意する必要がある(「松江府詳覆坐圖不便文」『松郡婁縣均役要略』忠集、頁二七四a)。自己申告制であったことは、「業戶造冊失收、圖書豈肯代賠、圖書飛瀆作多、業戶豈肯隱忍」とあることから知られる(前掲「松江府詳覆坐圖不便文」に引く婁縣の詳、頁二四一b)、婁縣の知縣は、「松屬均編田地、惟聽業戶造冊自收」と明瞭に述べている(同前、頁二四二a)。青浦縣でも、「均編者、自收自田、權不歸於圖書者也」というのであるから、併田は自己申告にもとづいていた(「松江府詳覆坐圖不便文」に引く青浦縣の詳。『松郡婁縣均役要略』忠集、頁二六四b)。

- (20)

この間の経緯は濱島敦俊前掲書、頁四〇五〜四〇六に詳しい。「蘇人條議各款一冊」の第十一條。『松郡婁縣均役要略』忠集、頁二二五a b。

- (21)

「憲牌」|| 布政使慕天顏の松江府あて行文(康熙十四年五月十日)

- (22)

④「蘇人條議各款一冊」同上行文とともに松江府に届けられた。

- ③ 「土民公呈坐圖不便各詞」(康熙十四年閏五月)
 ④ 「四縣回詳坐圖不便文」(婁縣は閏五月十一日、他三縣は閏五月無日)
 ⑤ 「松江府詳覆坐圖不便文」(康熙十四年閏五月二十九日) 布政使および江寧提督の批があり、すでにこの文書を巡撫に咨移したことが見える。
 華亭縣申(頁二三〇a) 婁縣詳(頁三四b) 上海縣詳(頁二四八a) 青浦縣詳(頁二五五a) を含む。
 ⑥ 「提督咨移江寧撫院文」(康熙十四年六月十五日)
 ⑦ 「布政使詳覆坐圖不便文」(康熙十四年七月五日) 巡撫の批があり、松江府については現狀變更の必要がないこと、蘇州府については「仰司作速確議詳報」することを命じている。
 ⑧ 前注⑤「松江府詳覆坐圖不便文」に引く婁縣の詳文、頁二四五b。
 婁邑未均田之前、向在坐圖徵糧。
 (23) 同前書、頁二四七a、婁縣の詳文。
 松屬未均田之前、向在坐圖當差。
 (24) 同前書、頁二三五b、婁縣の詳文。
 松江合屬蓋謂始初坐圖完糧、則田散處而不齊、人身分而莫應。また「況人之有田者、又不盡在壹圖也。不盡在壹圖、而乃逐圖完糧、逐圖當差」ともいう(頁二四六b)。
 (25) 同前書、頁二三七a、婁縣の詳文。
 昔年完糧當差、域於區圖界限。故一人之田而或坐落不等圖者、其差糧亦即在不等區圖。因而編摺編束、催辦代比、圖書肆僉報之弊、豪猾滋花鬼之奸。
 (26) 同前書、頁二五二a、上海縣の詳文。
 坐圖之法、舊法也。均田之法、新法也。舊法主散、新法主合。
 (27) 同前書、頁二六五a、青浦縣の詳文。
 松江百姓、向遵坐圖當役完糧、故勢要將田收併、而不任分毫後役、小民寸畝之田、反承充里催・年首、承辦壹圖千百錢糧、縣官比較、止打壹人。
 本稿頁三八九に引用した同治年間の知府王某の指摘する事實と同じであることに注意されたい。
 (28) 同前書、頁二七一a。
 未行均田之前、如人有數圖之田地、則數處完糧、數處當役。有百圖之田地、則百處完糧、百處當役、民苦分身莫應、官苦稽比繁襍。況更有催辦・包賠之苦。
 (29) 同前書、頁二六五b。
 一向不曾行均編之法、惟憑百姓將田四散分割。如一都之田有割入二都三都完糧・當役者。如東處之田、而跳入西處完糧者。既不收併彙齊、其間遂多弊竇。
 (30) 同前書、頁二三五b、婁縣の詳文。
 蘇州本不曾做照松江均田均役之條例、有均之名、無均之實。
 (31) 注(22)の文書④、頁二三三b)二三五a。
 (32) 同前書、頁二二一a b。
 欲清欠糧之弊、先查冒荒之法。欲清冒荒之弊、先行銷圩之法。欲清銷圩之弊、先行坐圖之法。何謂銷圩。圩者田之坵號也。銷者銷圖中之田坵號多少、錢糧多少、業戶多少也。
 (33) 同前書、頁二二一b)二二二a。
 蓋以一縣之弊難查、一圖之弊易見。一縣之田畝多、人戶多。且有一人而立數戶、數戶而且立數姓。田畝坐落極高之區、戶名偏立極低之區。令人難辨其田之多寡、糧之輕重。有無如在一圖田不過千餘畝、人不過數十丁、無不識認之人、無不識認之田。
 (34) 同前書、頁二二二a。
 通計圖內田畝若干、坵號若干、糧戶若干。每人或一坵、或數坵、共田幾坵、該糧若干。內官田若干、民田若干、或山或蕩或版荒若干。共計糧若干。一圖之數無虧、通縣之數無虧矣。
 (35)

(36) 同前書、頁二二a b。

況坐圖之法易行、不必丈量、不必推收、止造一冊、圖內共田若干畝、若干坵、某人得業若干畝、若干坵。認此田者、即認此糧。其弊立窮矣。

(37) 陸世儀『思辨錄輯要』卷十六治平類、頁一a。

凡州縣田爲都爲圖、共若干額〔畝〕、俱有定額、斗則俱有定數。主者一覽而知。自用黃冊、即有推收、田既混淆、數難稽核、啓奸人飛灑之弊。一也。

(38) 同前書、頁二a b。

有推收、即有簿書紙筆之費、書寫計算之勞、糜朝廷之工食、役長吏之心目。二也。

荒區熟區、本言坐落。自推收一亂。荒熟混淆、豪強者得輕糧、貧弱者累重稅。偶遇水旱。蠲減盡歸強有力者。貧弱毫無沾惠。三也。

開河築圩、有或得利、或不得利、皆當以坐區爲準。若依賦役冊、則彼此雜亂、隔區利病終不關心。四也。

國初立里、以一百一十戶爲里。皆取居之相近。如今十家牌法、里長催辦、不出里巷。今推收任意、里長終日奔走、亦不暇及。又點倉徭役、十年一次、既點之後、人戶消長不齊。產去存役、被累無限。五也。

所收之田、既非同區、人戶多不識面、遇有水旱逃亡、則排年累賠、動至傾覆。七也。

(39) 同前書、頁二b ~ 三a。

若專用魚鱗冊、則田一歸坐落、頃畝斗則、向成定額、不可增減、或加減錢糧、或比較賦稅、一覽易曉、奸胥不得上下其手。便一。

去推收之繁、省無限紙筆之費、計算之苦。吏得休息、長民者亦多暇。便二。

荒熟區不混、水旱蠲減、易於分派。便三。

(40) 同前書、頁三a。

開河築圩、悉聽本都著正、以本地地方之人、爲本地地方之事。事半功倍。

其有利病關一邑者、則通計公費、民助役而官任之、不偏累塘長。便四。

(41) 同前書、頁三a ~ 四a。

惟僉點徭役、戶頭分散、則貧富難稽。徵收賦稅、大戶田多、則零星不便。然用此法、則可以化有役爲無役。何者、今所謂役、大則南北二運、小則糧塘里老而已。南北二運、可以官收官解也。十排年則可以不用、而專用著正、凡爲著正者、必慎擇其人、不特丁產優厚、必其人公平正直、爲一鄉之所信服者、量免其稅糧、優其禮貌、凡一鄉之事、皆以責之、一應徵收稅糧、開濬河道、皆著正董其事、而縣官視其成、仍辨其可否、而爲之賞罰、或終身任之、或三年一易、惟一鄉之欲、則南北運與十排年皆可不用也、何必簽點。且一區稅糧、即本邑著正收納、若田主寫遠、即於佃戶處收取、給票與田主算明、有何辦納不便。便五。

(42) 同前書、頁四a b。

昔元末靖江朱本思、嘗悉其利、著論名胥練匪。閩中諸郡、曾仿行之。法甚稱便。嘉靖中海忠介公、亦欲以此法行於吾吳、去任不果。則知此法先賢固有行之者矣。

(43) 「知縣王應鵬申議四事」萬曆『嘉定縣志』卷七田賦考下 田賦條議、頁三二a。知縣王應鵬の提案では、「糧長之催糧、照圩領戶之冊而徵之」というのであるから、この冊に登載されている區内の田土すべてについて、冊に記載された所有者から、糧長が稅糧を徵收することを想定しているのは明らかである。

(44) 同前書、頁三一b ~ 三二a。

夫有田有糧。故事、州縣之糧不得過界、而都里之糧、則推收無定。惟其推收無定也、故錢糧之總雖不失、而飛走之弊有不可革矣。……黃冊之業產、聽彼此推收之便、實徵之錢糧、照田畝坐落之區。如此則田與糧不相離。

(45) 註(43)を參照。

(46) 清代の版圖の法においても、やはり圖外への稅糧過割を認めないという原則が提起されている(後述)。

(47) 趙申喬「爲推收事復邑侯書」『趙恭毅公剩稿』卷八書、頁二十b~二一a。

一、第三條内開、該圖田地多寡不均、聽憑自相品搭推收過戶、毋許硬裝別戶。在甲亦不得比贏彼縮、云云。查第五條内、田地有餘不足、該管經承、或浮至田少之圖、或提補田多之圖。則是以品搭之責屬經承矣。而此條又欲聽憑自相品搭、兩條似未盡一、使其能自相品搭、則何有餘不足之有。且惟其此贏彼縮、故有餘者須浮出、不足者須提補。儻一無贏縮、則各甲已均、即各圖已均、又何所待於經承乎。前任惟以品搭責各圖、故遷延三載而後竣。今似當改而更張之、各甲固不得比贏彼縮、但田多之圖、各甲應照額收田、自不敢贏、亦不至縮。若田少之圖、各甲欲照額收田、固無可贏。而不能不縮、如坊廂是也。或單指通圖及額之田、各甲須彼此適均則可耳。伏候台裁。

(48) 前注參照。

(49) 趙申喬「推收務期盡善利弊不憚詳陳事呈府」『趙恭毅公剩稿』卷八呈、頁三五b。

一曰、硬掛之弊不可不除也。推收之法、必令業戶自覓圖甲裝田、其圖内田不及額者、不得將別圖溢額之田均入補足。乃有豪猾之戶、不覓圖甲、賄通經承、煞數之時、硬掛圖内、或數十畝、或百餘畝、謂之懸掛、反將圖内原存之田、推至苦難圖分、使窮民飲恨控告無及。敢祈飭縣查議應否禁革、以免欺占。伏候憲裁。

(50) 趙申喬前揭「推收務期盡善利弊不憚詳陳事呈府」、頁三五b~三六a。
一曰、假迎春之弊不可不除也。均田原以均役、而均田於不役之圖、則不役者享其利、而代役者受其勞。武邑除在城七廂外、凡爲鄉三十五、而迎春鄉居其一。武邑共四百五十八圖、而迎春鄉之圖居其九。迎春鄉在縣東南九十里、四面皆太湖、所謂馬迹山是也。其田隸於太平區十七都、分爲九圖。離城寬遠、過湖艱難、一應辦糧當差、俱以遠鄉量從寬

恤。但康熙三十三年推收、凡鄉圖俱以折平田三千三百一十八畝零爲率、九圖共應載折平田二萬九千八百六十畝零。查迎春鄉實在共平田五千八百四十畝零、沙田二百二十八畝零、高低田五百五十畝七分零、極高低田七百一十一畝三分零、山蕩埽一萬四千六百八十九畝零、即以畝數計之、僅二萬二千畝零耳。若以折平計之、不過九千餘畝、載於兩圖七甲而足矣。祇緣均田之際、圖有定額、不得不將外圖之田均入二萬餘畝、以足九圖之數、而九圖總曰迎春。遠鄉可以避役、出賣圖分者、每圖得價三四百金不等、民田一入迎春、官法即有難加。惟上年開河通縣概未優免、其餘從不當差、比糧則曰此遠鄉也、派差則曰此遠鄉也。田在附郭而名曰遠鄉矣。人固城居而亦曰遠鄉矣。

(51) 同前書、頁三六a b。

糧不完則誤官府之考成、差不當則貽小民之苦累。眞迎春而邀寬政、猶曰應爾。假迎春而圖冒免、亦獨何哉。里甲知而不敢言、紳士知而不使言、因循已非一日、怨讟亦非一人。故職不得不冒觸嫌怨、直瀆憲聰。

(52)

康熙年間、武進縣で均田を維持するための編審(推收)は、圖正が「推」を擔當し、里書が「收」を擔當するという方式でおこなわれていた。このことについては、近刊の拙稿「武進縣における圖正と糧房」を參照されたい。

(53) 趙申喬前揭「推收務期盡善利弊不憚詳陳事呈府」、頁三六b。

今或將九圖本字號田畝併爲三圖、空出六圖盡裝外圖各字號田畝、仍照各圖地面充應總甲。或將本圖字號田畝併爲幾甲、空出幾甲、盡裝外圖各字號田畝、不得彼此混淆、希圖影射、清出二萬餘畝不役之田、即可免二萬餘畝代役之苦、敢祈飭縣查議應否分別、以杜混冒。伏候憲裁。

(54) 同前書、頁三六b~三七a。

一曰、暗又圖之弊不可不除也。武邑四百五十八圖、分隸於十三區。除在城七廂外、其城外者、又分隸於三十五鄉八十二都。畫疆分界悉有定址。且鄉各有名、如定安東鄉・定安西鄉之屬是也。從前詭立於四百五十八圖之外者、並無地面、另立圖分、謂之又圖。今日參錯於四百五十

八圖之中者、亂提圖分、仍無地面、謂之暗又圖。此處之圖提入彼處、則此處地上有圖、而冊上無圖。彼處冊上有圖、而地上無圖。冊上無圖、別無經管之人、地上無圖、則無承管之地。變朝廷之版圖、貽地方之憂患、甚可慮也。

(55) 濱島敦俊前掲書、頁三九七以下を参照のこと。

(56) 注(54)参照。

(57) 注(47)参照。

(58) この問題については、近刊の拙稿「武進縣における圖正と糧房」でくわしく論じる。

(59) 注(47)参照。

(60) 慕天顔の奏疏は、康熙『常熟縣志』卷九徭役に「江蘇布政慕天顔奏請均役疏」として見える(頁十三a b)。

(61) 彭維新「爲敬陳江蘇錢糧善後條件仰祈聖鑒事」(雍正九年六月二六日)、『宮中檔雍正朝奏摺』第十八輯、頁四六四下～四六五上。

其侵蝕之詭術多端、侵蝕之情狀萬變、而究其弊之所從生、由於在官則糧冊既無的名、簿籍不存內署、在民則戶甲常被暗換、科則非所素知。夫官不知糧戶實在姓名完欠、民不知在官實在科則甲戶。官民兩相隔絕、是以官之徵比、民之完納、一聽操縱於吏胥之手、吏胥既恣意侵蝕、而吏胥之黨與圖歎・里排・役匠・地棍人等、吏胥之親屬・子姪・親戚・僕從人等、亦無不營私作奸、同惡相濟、揮灑花銷、習爲固然。趙錫孝「徭役議」雍正『昭文縣志』卷四徭役、頁二四a。

何謂均役。統一縣之田、使各自編甲、或類聚編甲、以圖中第一甲當本圖一年之役、至十年而週、或以本圖一六甲當本圖上下半年之役、至五年而週、是也。

また、松江府では、零細所有者について「聽其各就親友配搭成圖成甲、各立的名而編之」と、「族・友人と組んで圖甲を編成したといわれている。注(22)の⑤「松江府詳覆坐圖不便文」(康熙十四年閏五月二九日)、頁二七四a。

(63) 従来の研究は、いずれもこの事實を見逃している。

(64) 營・所など既存の小城をあらたな縣城とする南隴縣のような場合もある。

(65) この問題については、川勝守前掲書第九章「浙江嘉興府の嵌田問題」に詳しい。

(66) 乾隆『崑山陽湖合志』卷七徭役、頁三四a b。

雍正四年。散排年爲版圖(割注：前此業戶錢糧俱歸排年代納、以致侵欠累累。崑山知縣王溯維釐剔諸弊、分立花戶。包攬始絕)設立圖書(割注：就一圖之中、按田造冊、冊名持尖。田多者挨次輪管、專任造冊・澆河諸務)

(雍正)八年。均圖辦役(割注：前此一圖之田多至四千餘畝、或五千畝、少祇千畝、或幾百畝。圖書之役甚爲不均、田少之圖爲累非細。士民陳文模等呈稱、「前憲檄飭兩邑散去排年、定以坐圖完糧、立圖書以董司役事、絕侵漁杜包攬、掃除前弊、賦法聿新、而因賦以及役。今日之圖書、則有重因而難言者、……」

(67) 乾隆『鎮洋縣志』卷四賦役類 徭役、頁四九a b。

至雍正□□□、太倉州守溫而遜又許行版圖徵糧。惟里各存地方名目一人、爲分滾奔走・稽察本里之役外、各里自推保正一人協司排門保甲、輪流守柵巡警、餘概行革除。總之、均田均役本屬良法、不免歲久滋弊、編甲徵糧祇問排年、不開糧戶。無怪其那移・侵蝕・負欠日多。一行版圖、則就田問賦、不用排年、包攬・侵欺諸弊俱絕。

(68) 金友理『太湖備考』卷五田賦に、乾隆十二年七月より十箇月をかけて作成された「版圖冊」の細總が採録されている(頁二三a～三八b)。

(69) 同前書卷首凡例、頁二a b。

一、「具區志」所載諸山田賦、其數本諸徵賦圖冊、不知圖冊惟憑人戶、歲有推收、數無一定、未足爲準。

『具區志』は、康熙年間太湖の地志として書かれた書物である。均田均役の法のもとにおける圖の田土が一定でないことについては、以

- 下のようない記述もある。卷五田賦、頁二二a。
按、吳縣魚鱗冊燬於明季、本朝未曾核造。故都圖中地畝之盈縮、錢糧之多少、推收出入、歲有不同。自來征輸亦止就人戶問賦而已。『具區志』所載田地山蕩若干、乃人戶辦糧之數、非盡都圖坐落之數也。空圖者、錢糧隨人戶而去之謂也。
- (70) 桂粵「進任民考疏」『文襄公奏議』卷八、頁五a b。この疏の上呈が嘉靖九年であることは、『明世宗實錄』卷一一八、嘉靖九年十月戊寅の條(頁十三b~十四a)によって知られる。
- (71) 王喆生「素巖文稿」卷五壽序一、頁四b~五a。
- (72) 金友理「太湖備考」卷五田賦、頁三九a。
- (73) 康熙「長洲縣志」卷十二徭役、頁十八a。
- (74) 嘉慶「如皋縣志」卷四賦役一 附均民竈說、頁三七b。
- (75) 彭維新「爲敬陳江蘇錢糧善後條件仰祈聖鑒事」(雍正九年六月二十六日)『宮中檔雍正朝奏摺』第十八輯、頁四六四下~四七一上。
- (76) 注(61)参照。
- (77) 彭維新同前奏摺、頁四六五下~四六六上。
江蘇各屬糧冊戶名多不填注實姓の名。蓋田多之戶、慮欠多摘比、因賄囑奸胥、將一戶分作數十百戶不等姓、或仍舊名、則隨拈一邑之冊。戶名每多雷同、如禮樂射御、仁義禮智等字樣、碎分小戶、多立花名、希冀開徵時以零星小戶摘比置後、遇農忙・漕忙、遂延挨混過、年復一年積欠遂多。此種名曰花分子戶。
- (78) 彭維新同前奏摺、頁四六六上。
其官侵吏蝕、頻年既已廣爲飛灑、掩蓋侵漁。及交代或值盤查、官吏通同、又將飛灑不盡之項多捏諛名、作爲民欠。任攀一姓、任創一名、甚有故將舊賠逃棄等字樣、捏立戶名、以冀免比者。此種名曰花分諛戶。同前注。
- (79) 其祖宗祠糧與世遺總糧、及寺廟會糧、則撮衆人而串爲一名、撮衆姓而串爲一戶、或仍祖先舊名、或立宗族堂名。此等雖非子戶・諛戶、然皆

非的名也。凡此等類名既不的糧、每混卸摘比、追欠最費根尋。

- (80) 彭維新前揭奏摺、頁四六九下。
江蘇錢糧、嚮係均編、不問糧戶之住址、不計田畝之坐落、但約計畝數勻配里甲。名曰均圖。每屆推收、奸胥猾吏藉此舞弊作奸、飛灑・隱匿・花分・詭捏・掉空・重立諸弊、無所不有。值編審一次、而錢糧遞混淆一次。此奸蠹豪棍無不倚爲罔利淵藪也。
- (81) 宣統「太倉州志」卷十一文職表二、頁二九a。乾隆「蘇州府志」卷三五職官四、頁三b。後者は、溫而遜の太倉知州就任を雍正四年五月であるとするが、これは誤りであろう。
- (82) 宣統「太倉州志」卷七賦役、頁四b。
雍正三年、革排年。舊例、明初詔天下編賦役黃冊、以一百十戶爲一里。推丁糧多者十戶爲長、餘百戶爲十甲。甲凡十人、歲役里長一人、甲首一人、董一里一甲賦役之事。凡十年一周、名曰排年。行之最久、催輸賠累者有之、飛灑・影射・花詭等弊有之。太倉州知州溫而遜詳行版圖徵糧法、而排年之例始除。

この記事は、溫而遜の改革が里長・排年の就役をともなう里甲制を廢止するものであったかのように述べており、均田均役のことにはまったく觸れない。さきに紹介した崑山縣の場合には「前憲檄飭兩邑散去排年、定以坐圖完糧」といわれており、均田均役のもと排年がわりあてられ、排年にたいし錢糧の代納を求めるといふ制度から、排年のわりあてを停止し、あらたに立てられた圖書に造冊や澆河などの諸務をおこなわせるようにしたことをもって「散排年爲版圖」の内容であると説明されていた(注(66)参照)。したがって太倉州の場合にも、「排年の例が始めて除かれた」とあるのは正しいのであるが、宣統「太倉州志」が「舊例、云々」として、この排年を百十戸からなる戸數編成における里長(排年)であるかのようにいうのは不正確である。ここでいうところの排年は、やはり均田均役の法にもとづく、戸數ではなく均等田土面積による圖甲をベースとしてわりあてられる排年であ

り、この排年が除かれたことをもって、そのわりあての對象たる均田均役による圖甲の編成が廢止されたことをいつているわけである。

(83) 溫而遜「爲欽奉上諭事」(雍正九年八月無日)『宮中檔雍正朝奏摺』第十八輯、頁七四一上。

今清查諸務雖陸續報竣、但不于此後立一杜弊便民之法、恐數年間復蹈前轍。再四思維、誠莫善于力行版圖、兼發滾單、其有典實交易、立時稟明推收註冊。如此則田畝・錢糧可以徹清、諸弊可以悉除。縱有蠱役奸民亦無施其伎倆矣。臣已將版圖・滾單規式愷切具詳。

(84) 溫而遜がおこなった版圖と滾單の提議にたいし、雍正帝は、「總言、此事目下不可遽定是非。日後自然明白」との殊批を與えてゐる。雍正帝はすでに同年六月二六日づけの版圖清糧を求め、彭維新の奏摺を受け取っており、廷臣らの會議に結論を委ねる決意をしていたのであらう。

(85) 彭維新前揭奏摺、頁四六九下。

順莊之法、以糧戶之住址爲完糧之里分。如一戶的名某人、其錢糧雖散於各都各圖、但就的戶根追、則認人而不認地。一人原係百十名之花戶、一單可完千百畝之額徵。

(86) 彭維新前揭奏摺、頁四七〇上。

版圖之法、照田畝坐落立戶、此圖之田地始終在此一圖、雖產有遷賣、人有遷移、姓名有改換、而田畝之號段不移、則認地即可認人。但據現在執業之人根尋田賦・徵催錢糧。胥書圖甲人等、無從滋其欺隱之弊。

(87) 同前注。

順莊・版圖、二者皆催科之法、然就江蘇各屬而論、則自今宜行版圖、且行版圖亦可寓順莊也。蓋徵糧滾催、順莊爲便、察查弊混、版圖爲宜。

(88) 同前注。

江省積弊、糧多大戶多不肯自標的實姓字於糧冊之內。故必將子戶・詭戶盡行歸併の戶、切註住址・兩鄰、始可就人間賦。儼歸併或稍有未

盡、或互相影射、則按冊有戶、查核即無其人。是滾單之法有時而窮。

(89) 彭維新前揭奏摺、頁四七〇上下。

今清查時、挨查優欠、即順便將子戶・詭戶歸併の名者、惟能及於原冊開欠之戶耳。其從前錢糧全完、冊無積欠姓名之戶、即不與挨查之數。戶尙未併、其子戶・詭戶猶仍其舊。今之完者、將來或啓包收捱攤等弊、又未可知也。況無定著人、一定著地、若都圖戶名屢遷、或隔屬奇莊・寄戶、本人固得躲閃、即經手錢糧圖甲人等、亦各得藉口諉卸、其流弊所歸、或將捏名詭戶、僞稱荒棄逃匿、又勢之所必至者。

(90) 彭維新前揭奏摺、頁四七〇下。

惟據現業根追、因田問佃、因佃問主、則現年收租之人、固人共曉。即歷年管業之人、亦易於遞查。此版圖之法清欠爲宜也。

(91) 次注參照。

(92) 彭維新前揭奏摺、頁四七〇下。

凡此者、止須隨時推收、不必五年一舉開局繁費。在順莊以遷爲推收、而版圖即以售受爲推收也。現今田畝售受、俱遵行印給契紙、應即於印給時、令三五日內執契推收過戶、甚屬簡便。

(93) 同前注。

至田雖散列各圖、而已據業得知其人、仍可於花戶散名之下切註其坐圖姓名、曰此即現住某圖某甲人也。從此即就人間賦、行滾催之法、無不可矣。所謂於版圖寓順莊之法者、此也。

(94) 彭維新前揭奏摺にたいする殊批、頁四七一上。

思及善後方、不負朕之任用。然後不能令善今日之清查亦屬徒勞而無功名。于汝等之是與否、但其中朕雖不能洞悉地方情形、如填註實姓名、恐滋繁擾而無益。如給發便民小單、甚通順而宜行。如此者、不必枚舉、即是二者言之。可與尹繼善・李衛公同詳細商酌。諮詢屬員中有識見熟悉民情土俗歷練之人、和衷究論、勢得永永行之而與國計民生相益相宜處、悉心詳議奏聞。

(95) 前注參照。

(96)

この版圖と順莊をめぐる廷臣會議の記事は、不思議なことに、『世宗實錄』、乾隆『會典則例』、『皇朝續文獻通考』などには採録されていないし、「上諭檔」のなかにも見あたらない。管見の限り、この記事を採録するのは、嘉慶『新修宜興縣志』(原刊嘉慶二年、光緒八年『重刊宜興縣志』として重刊)巻一田賦志および、道光『武進陽湖志』巻九賦役志のみである。兩志の記事は、文章の表現において異なる箇所もあるが、同一の資料源によったものであると判断される。ここでは、嘉慶『新修宜興縣志』によるが、一部、道光『武進陽湖志』によって文字を改めた箇所がある。

(97)

嘉慶『新修宜興縣志』巻九賦役志、頁五四 a b。
據尹繼善奏稱、江蘇均圖推收、不問糧戶住址、不計田畝坐落、以圖甲爲虛幌、聽憑糧戶均裝、官吏惟憑實徵戶冊倚爲催科準繩。版圖魚鱗順號等冊、竟置度外、以致奸胥漸多改撥遺失、田畝因而混淆。

目今若專行順莊、不過照現在實徵戶冊歸併戶名、雖一莊實有其戶、此戶實有其人、而不知戶內之糧起于何地、地在何圖。安能遂保所併概係實地。地不實則糧不實、而名與莊皆成虛幻。欲期永遠澄清、非先行版圖斷斷不可。夫版圖非煩重難行。版圖之地、本自坐落一處、糧係何則、業係何人、同溝共井、無不悉知。止須按冊揆號註出姓名住址、無煩另文。聞有沿江沿海等處坍荒漲懇應行開除抵補者、亦查確登冊。則地畝糧漕、皆有根據。

(98)

同前書、頁五四 b。
第專行版圖、則坵段畸零、戶名星散、不便催科。應就版圖一圖之的名歸併一戶、以各圖之的戶歸併一人名下、分晰坐落某圖甲某地、糧若干、再照各人住址聯成一處、順莊滾催。嗣後田畝易主、人居遷移、止于版圖順號冊內改換戶名居址。各圖管冊、于每年底另造一冊交官稽查。雖田有買賣、圖分版定、止須將業主改換、不須再將地糧推收。其順莊滾單、由官一年另造一次。是催科則照順莊、清糧則用版圖、並行而可收其益也。再就版圖接連之鄰圖地號、截長補短、俾地額公平畫

(99)

一、寓均役于版圖順莊之間、更與民情相宜、等語。
同前書、頁五四 b 〱 五五 a。
據李衛奏稱、版圖係就地問賦、亦是一法。今彭維新既請立的名併戶完糧、則就人問賦、更屬清楚。況順莊立戶、皆同村共里之人、便於滾催。若版圖、各戶四散而居、城市鄉村不知住址、趙甲錢乙莫識何人。正與滾催兩相隔礙、不惟併戶難行、亦恐的名不實、等語。

(100)

同前書、頁五五 a。
又據彭維新奏稱、江南額賦先已不清、非浙省可比。今吳江・震澤等處俱徑行有效。目今惟當先行版圖。至版圖行處、田賦根底既清、其當順莊與否、應聽州縣因地制宜、各從其便、等語。

(101)

同前注。
查順莊乃就人問賦、係催糧之法。版圖乃就田問賦、係清糧之源。二者當審度地方情形、權其緩急先後、次第舉行。如江省從前胥吏舞弊、魚鱗・順號等冊、私行藏匿、業已缺略不全。即所存之冊、多有移撥改換者、亦非確實可據。現在地畝混淆、賦額不清、若專行順莊、僅可催征錢糧、而此糧起于何地、此地在于何圖、全無考據。究之、地既不清、糧亦難徵。應如所議、先行版圖、繼行順莊、田畝既清、催科自易。

(102)

同前注。
但江南地方田多賦繁、奸弊叢生。備查察不到、仍被胥吏作奸、以多報少、以甲作乙、不惟不能清理田賦、甚且于均田均役之法有妨。

(103)

もっとも、巡撫尹繼善も「均役を版圖順莊の間に寓す」などと述べている(注98参照)。先帝の裁可をうけた定制であるので、直截的にこれを否定するのが憚られたという事情もあろう。

(104)

尹繼善「爲請留效力人員事」『宮中檔雍正朝奏摺』第十九輯、頁八八三下〱八八四上。

(105)

乾隆『鎮洋縣志』巻四賦役類 徭役、頁四九 b。
議者又以版圖分散立戶、儼後遇大工大役、按戶零星出夫、民力難齊、必滋周章。亦屬通論。然近開浚七浦劉河、通計土方、分派圖圩地畝、

俾業食佃力、挨圖分浚。惟用地方督浚齊夫、亦無貽誤。似行版圖、亦可均平徭役也。

- (106) 中國第一歷史檔案館所藏硃批奏摺財政類としてマイクロフィルムに撮影されている。このマイクロフィルムは筑波大學中央圖書館にあるものを利用した。この上疏は、『皇清奏議』卷三八にも採録されている。陳大受の支孫は、『陳文肅公遺集』にこの奏疏を収録するにあたり、「展轉傳鈔、不無訛誤」との按語を附している(同書卷一奏疏、頁四b)。よく知られた奏疏だったのであろう。

- (107) 前此舉行版圖順莊、條議紛繁、冊籍浩翰。所造坵領戶・戶領坵・版圖・實徵・順莊等冊、紙筆人工所費不貲。且有須逐年換造者。人多畏難遲延度擱、或勉強遵奉、遂致滋擾。

- (108) 祇緣舊日里胥積蠹、向藉均田推收爲禁索之計、一旦易爲版圖、權柄無所操縱、不能遂其科派之私。故爾多方阻撓、極力撻戇、冀其返舊。

- (109) 實徵冊內田額銀數、俱與奏冊相符。應以現年實徵冊爲根底、照冊載各戶、每戶各散給一單、令其自將該田坐落土名・坵段號數・四至鄰田及本戶的名住址、一一開填明白繳縣、註入實徵冊內。俟填註完日、督令經承檢查抽聚、挨順坐落坵段、歸併圖甲、仍照原額田數均裝。

- (110) 次年即照此另造爲版圖實徵冊。嗣後田地售賣、只須改寫戶名、不得將田窠入別甲。再按花戶所填住址、分晰城市村莊、另造順莊演冊、以便權糧。

- (111) 其實實推收・住址遷移、隨時報明、悉照原議查辦。則以州縣每年必造之實徵冊、根據而清釐之。事非繁擾、較爲捷便。

- (112) 乾隆七年の陳大受の提言が、現實に實施されたであろうことは、次の光緒『崑新兩縣續修合志』の記事からも窺える。同書卷七田賦三、頁十九a。

乾隆十一年、散清書爲莊書。往例清書繕冊有二。

一曰「坵領戶」於某區某圖某坵田下註明某人田若干。又某人田若

干、零星分析、稽查易便。

- (113) 一曰「戶糧坵」於糧戶姓名下註明某坵某號田若干、又某坵某號田若干。累百盈千、靡不詳載。然民間彼此推收、住址不一、催徵爲難。至是設立莊書、繕造徵冊。專以民間住址爲莊分、收各區圖坵之田、歸併一處、總立一戶、催辦糧折。名曰順莊。

- (114) 高嶋航前揭論文の表現による。

- (115) 注(98)参照。

- (116) 均田均役の法における推收と版圖の法における推收との差異については、近刊の拙稿「武進縣における圖正と糧房」において詳しく論じた。

- (117) 均田均役や順莊の法においても、併田の作業を徹底的におこなうのであれば、その事務量はやはり膨大なものとなる。しかし、編審(推收)は五年ごとであるので、毎年の課稅事務の大きさは、版圖の法に比べてはるかに小さいものとなる。

- (118) 注(66)参照。

- (119) 乾隆『吳江縣志』卷十六賦役五 徭役、頁二十a。是年「雍正四年」、知縣徐永祐禁革傳催、僉點版圖經造、令田地悉歸本圖辦糧。而經造造冊、并發單摘比抗欠者。

- (120) 乾隆『吳江縣志』卷十六賦役五 徭役、頁二十a b。於是每圖設傳催。在城應徵比、在鄉主催辦。久弊生、各出頂首銀若干、買定圖甲、每畝私收糧戶銀六七分、或三四分。謂之役銀。

- (121) 乾隆『常昭合志』卷四鄉都、頁二十a。近刊の拙稿「武進縣における圖正と糧房」を参照のこと。

- (122) 吳縣には、經造の手當に充當するための助役公田が各圖に設置されていた。金友理『太湖備考』卷十六雜記、頁二十b~二十一b。歷代役法之弊、本朝革除殆盡、從無擾累於民。惟是徵輸條漕、雖行載票之法、而造冊散單、必須一人董其事。緣有經造之設、割注：一名地總。凡摘比欠戶、着令切脚。每都每圖、將助役公田(割注：詳田賦

考。此田惟吳縣有。歸於經造收租、以抵造冊承催工食。又十甲糧戶、挨年計畝出銀津貼（割注：此尙沿舊例爲當年而貼）。經造得此二項、凡圖中錢糧公務、惟經造專司、與糧戶無涉。日久弊生、復有私指當年。現總舊名、嚇詐鄉愚者。是以康熙三十年、雍正三・四兩年、東西兩山被累鄉民控准上臺、勒碑禁革當年。現總名色、永行遵守（割注：詳田賦考）。乾隆十二年東西兩山錢糧、劃歸太湖廳徵收、分守高公廷獻復行申禁、十四年邵武黃公泉准士民條呈、將詳請憲批、照縣署前立碑例勒石廳治以杜後患。會黃公病卒、未及行。

(123)

陸文衡『菴菴隨筆』卷四風俗、頁五a。
吳江舊有歌（歌）家、崇禎癸未申申間（一六四三・四四）、縣令葉冀雲改稱保戶、以錢糧責之。蓋里甲散處各鄉、保戶城居、取其呼應捷而征輸便也。此輩遂以都圖之大小、錢糧之多寡、私定低昂、相授受焉。于是指鄉民爲外府、而派索萬端、侵漁無厭、城中高臺華廈、鮮衣美食、選勝征歌者、望而知爲保戶矣。甚而縣官之不才者、無名之征、派之保戶、保戶奉命唯謹、又倍取于鄉民、民間膏血幾何、法立弊生、一至于此。

浙江省嘉興府嘉善縣では、明清交代期に「考冊書舊例、必脫役里長爲之。近更積習父子世傳、以闔邑土田爲一家行業」であったといわれ、里ごとの賦役關係の簿冊作成が、請け負い人の營業の對象となっていた（『嘉善縣纂修啓禎條款』卷二賦役、頁五b・六a）。また、康熙十年の編審にさいして嘉善縣莫大勳の出した條議のなかに、「里長十年一換、冊書則祖父相承、其圖內之孰強孰弱悉知也、其田之孰肥孰瘠悉知也、某可隱匿、某可攤賠悉知也」とある（嘉慶『嘉善縣志』卷八八貨志上土田 推收、頁七二b・七三a）。

(124)

康熙『蘇州府志』卷二十七徭役、頁十四b。
（順治）十四年巡撫都御史張中元禁革首名糧長并縣倉歇歇靈役。按、蘇州府賦重役繁爲天下最。然賦重而入於公帑、役繁而效於官家、此子民分之當盡也。而二者之重困、則縣歇與倉歇交中之。蓋民之辦賦供役、在縣十之七、倉十之三、而縣歇與倉歇、每年各圖糧里、例有飯米若干、柴草若干、稻麥兩熟時、抽豐登若干。此不易之規也。遇有賦役、在縣則擣史煽差、在倉則勾軍倒衛、或屆催輸、或涉比解、或乘塘圖長見總、或因圖總書丁田推收冊籍、酒食財錢、恣其魚肉、官司起伏、任其縱橫、種種毒蠶、罄竹難盡。自撫公禁餉後、稍知斂取、更縣歇爲保戶圖識、更倉歇爲幫催看倉。蠹猶未斬。此賦役中中飽之害、無茲士者、如刈草之不使復萌、庶力役者其有瘳乎。

(125)

こうした推收業務の形態の變化について、その具體像を明らかにする作業を、近刊の拙稿「武進縣における圖正と糧房」において試みた。
(126) 西村元照「清初の包攬——私徵體制の確立、解禁から請負徵收稅制へ——」『東洋史研究』第三五卷第三號（一九七六年）、山本英史「清初における包攬の展開」『東洋學報』第五九卷第一・二號（一九七七年）、「浙江省天台縣における『圖頭』について——十八世紀初頭における中國鄉村支配の一形態——」『史學』五十號（一九八〇年）など。

(127)

天野元之助「支那農業經濟論」中卷（改造社 一九四二年）の第一節田賦 六 田賦徵收機關の記述は、民國期の調査や研究をほぼ網羅し、貴重な情報を整理紹介している。實態調査のうちもっとも質の高いものは、注(10)で紹介した萬國鼎・莊強華・吳永銘「江蘇武進南通田賦調査報告」である。